

湯沢市過疎地域持続的発展計画 (令和8年度～令和12年度)



令和3年9月策定

令和8年3月改訂

令和8年 月変更

目 次

1 基本的な事項 1～12

- (1) 湯沢市の概況 1
 - ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 1
 - イ 過疎の状況 2
 - ウ 社会経済的発展の方向の概要 2
- (2) 人口及び産業の推移と動向 3
 - ア 年齢階層別から見た人口の推移と今後の見通し 4
 - イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等 4
- (3) 市町村行財政の状況 6
 - ア 行政の状況 6
 - イ 財政の状況 6
 - ウ 施設整備水準 7
- (4) 地域の持続的発展の基本方針 9
- (5) 地域の持続的発展のための基本目標 10
 - ア 人口に関する目標 10
 - イ 市民満足度に関する目標 11
- (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 11
- (7) 計画期間 11
- (8) 公共施設等総合管理計画等との整合 11

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成 13～15

- (1) 現況と問題点 13
- (2) その対策 13
- (3) 計画 15
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 15

3 産業の振興 16～27

- (1) 現況と問題点 18
- (2) その対策 20
- (3) 計画 22
- (4) 産業振興促進事項 24
- (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 25

4 地域における情報化26～28

- (1) 現況と問題点 26
- (2) その対策 27
- (3) 計画 28

5 交通施設の整備、交通手段の確保29～34

- (1) 現況と問題点 29
- (2) その対策 30
- (3) 計画 32
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 34

6 生活環境の整備35～42

- (1) 現況と問題点 35
- (2) その対策 37
- (3) 計画 39
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 41

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進43～49

- (1) 現況と問題点 44
- (2) その対策 45
- (3) 計画 47
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 49

8 医療の確保50～52

- (1) 現況と問題点 50
- (2) その対策 51
- (3) 計画 52
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 52

9 教育の振興53～61

- (1) 現況と問題点 54
- (2) その対策 55
- (3) 計画 57
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 59

10 集落の整備	62～65
(1) 現況と問題点	62
(2) その対策	63
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
11 地域文化の振興等	66～68
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	67
(3) 計画	68
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	68
12 再生可能エネルギーの利用の推進	69～70
(1) 現況と問題点	69
(2) その対策	69
(3) 計画	70
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	71
(1) 現況と問題点	71
(2) その対策	71
(3) 計画	71
事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分	72

1 基本的な事項

(1) 湯沢市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

〔自然〕

本市は、秋田県の南東部に位置し、宮城県、山形県の両県に接しており、秋田県の南の玄関口として、山形県とは国道13号、宮城県とは国道108号及び398号で結ばれ、直線距離で県都秋田市からは約70km、仙台市からは約105kmの距離にある。

市の面積は790.91km²で、秋田県の面積の約6.8%を占めている。

気候的には、内陸性気候で年間の気温差が大きく、1月と8月の月別平均気温では約25.5度の差があり(1月平均マイナス1.5度、8月平均24.0度)、風速は一年を通して1.8～3.0m前後となっている。

また、積雪期間は年間100日以上にも及ぶ豪雪地帯となっている。

このような自然条件と一体となった地域風土で、個々の生活をこれまで累々と続けてきている。

〔歴史〕

湯沢地域には古くから人が住みついていた形跡があり、縄文時代の遺跡が多数発掘されている。平安期の謎に包まれた才女「小野小町」は、小野地区が生誕・終焉の地といわれ、岩屋堂などの多くの遺跡や伝承が守り継がれている。

1603年、佐竹義種が城主として湯沢城に入城以来、湯沢は佐竹南家の城下町としてその街並みが形成された。1606年には院内銀山が発見され、藩直営の銀山として繁栄し、最盛期には銀山の人口が15,000人を数え、天保の盛り山といわれた。

〔社会的、経済的諸条件〕

主要交通網としては、明治38年に開通したJR奥羽本線と国道13号が並行して南北に走り、国道108号、342号、397号及び398号が東西を結んでネットワークを形成している。

平成9年に湯沢横手道路が湯沢ICまで開通、平成19年には雄勝こまちインターが、平成28年に院内道路が開通し、生活基盤の整備が進んでいる。

また、東北中央自動車道では横堀道路が令和7年度に開通となり、残りの未開通区間である「新庄金山道路」、「金山道路」及び「真室川雄勝道路」が事業化されている。

本市の産業は、稲作や畑作を中心とした農業、稲庭うどん・清酒・漆器・仏壇等に代表される製造業などが主要な位置を占めており、特に、農業を含めた地場産業は古くから地域に根付き、雇用や伝統文化、地域コミュニティの形成などに重要な役割を担っている。

本市が持続的な発展を続けるためには、地域を支える産業全般の底上げが必須であり、産業基盤の充実・強化は重要な課題となっている。

農業においては、水田農業中心の農業構造となっており主食・非主食用米を合わせて、全水田面積の約63%に水稻が作付けされている。

商工業では、酒造やうどん、漆器、仏壇など伝統的地場産業を基礎とした製造業等が地域経済を支えてきている。

観光業においては、栗駒国定公園地内の川原毛地獄や小安峡大噴湯など、全国有数の景勝地や小安峡温泉、秋の宮温泉郷、泥湯温泉といった温泉群、さらには歴史的な資料館や七夕絵どうろうまつりなど多くの観光資源を武器に発展を目指してきた。

イ 過疎の状況

平成の大合併以前は、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）により、昭和45年5月1日に旧皆瀬村が、昭和46年4月30日に旧雄勝町が過疎地域の指定を受けた。

平成17年3月の4市町村による合併後は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により、平成17年4月1日に湯沢市全域が過疎地域となっている。

本市の人口は、昭和30年代から減少し続け、併せて若年者比率の低下と高齢者比率の上昇を招いている。昭和50年と令和2年の国勢調査の数値を対比すると総人口が36.5%減少し、若年者比率が21.2%から8.5%に下がり、高齢者比率が10.1%から40.2%に増え、年齢構成が大きく変化し典型的な過疎化現象が進行している。

この背景は、過疎化が進行している各地域に共通する課題である「産業の停滞」「都市機能の不足」に代表されるが、魅力ある産業基盤の不足が若者の流出を生んでいる。

過去50年間に及ぶ過疎対策の足取りを検証すると、前期は社会資本の整備、後期は産業基盤、余暇関連施設の整備を年次計画で重点的に整備するなど、多様化する行政需要に対応するため数多くの公共施設等を整備し、過疎化に歯止めをかけるべく対策を講じてきたが、近年では、建築後30年を経過した施設が全体の約54%を占めており、これら老朽化施設の大規模改修や建て替え等が新たな課題として対応を迫られている。

一方で、過疎対策にはこうしたハード整備だけでは十分に効果を発揮することはいきないことから、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を契機にソフト事業に対しても過疎対策事業債を充当するなど対象事業の拡充を図った。

また、従来どおりの行政主導の過疎対策だけでなく、計画の策定、実施に当たっては地域住民やNPO、地元関係団体など多様な主体の積極的な参画によりその力を活用することで、地域が直面する諸課題に対し実効性のある対策を講じることが必要となる。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市は、秋田県の南の玄関口として、仙台都市圏をはじめとする都市部からの交流人

口の増加に大きな期待を持つことができる。国道13号や108号、398号の整備が図られており、さらに東北中央自動車道の未整備区間の整備が進むなど、経済発展に重要な物流道路としてはもちろん、災害時におけるリスク分散と緊急輸送路の確保の観点から早期の全線開通に期待しているところである。

平成27年度に湯沢駅東西自由通路及び湯沢新駅舎が供用開始し、駅周辺の利便性と安全性、交通結節点機能が向上しており、今後は、湯沢駅周辺複合施設整備などを契機とした、中心市街地活性化への波及効果を狙った取組が求められている。

地域の存在感を高め、経済の活性化を推進するためには地域経済を支える地場産業の振興が欠かせないため、湯沢ブランドの情報発信と共に、消費者ニーズをとらえた新たな「売れる商品（産物）」や「高付加価値製品」の開発が求められる。

従来型の物産展や観光キャンペーンも一定の効果はあるものの、情報化社会となった現在、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用が最も効率的かつ効果的な手段の一つと考えられており、ふるさと納税サイトの充実やＳＮＳのフル活用、関係人口拡大によるネットワークを活用した情報発信に取り組むことが重要である。

近年、本市の貴重な自然遺産を活用した「ゆざわジオパーク」を積極的に推進しており、また、全国有数の地熱賦存地帯である立地を生かし、民間による地熱発電所の開発が進められており、本市特有の財産を観光産業、物産販売等との連携を図ることで国内外から観光客を誘致し、ひいては新たな企業誘致につなげる取組が必要である。

産業別の就業人口比率を昭和50年と令和2年で比較してみると、就業人口も1万人程減少し、農林業等の第一次産業においては40.3%から12.1%に急減しており、製造業等の第二次産業においては、割合で23.0%から31.0%に、小売業や観光サービス業等の第三次産業においても、割合が36.7%から56.9%に増加している。

本市の産業構造は、農林業中心から製造業や建設業、小売業やサービス業といった第二次及び三次産業中心へと大きく変化してきた。

今後の動向としてもこの変化の流れは続き、しばらくは第一次産業従事者が減少し、第二次及び第三次産業従事者が増加する構図が続くと推察される。

地域の経済的な立地特性としては、宮城県、山形県の両県に接しており、県の過疎方針においても秋田県の南の玄関口として、県内外との交流人口が見込まれる地域と位置付けられており、情報発信基盤の整備、隣県との広域連携による新たな観光ルートの開発、誘客に向けた大都市圏への情報発信など広域観光の推進を県と連携して取り組んでいく。

（2）人口及び産業の推移と動向

本市では令和32年（2050年）に21,057人（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）では19,553人）の人口を確保することを目標とした「湯沢市人口ビジョン」と、その実現に向けた「第3期湯沢市総合戦略」を策定している。人口が安定す

るためには、人口変動に影響が大きい合計特殊出生率を平成20～24年の実績値である1.44まで回復させること、転出の抑制により純移動率が改善する必要があることから、「第3期湯沢市総合戦略」の着実な推進と、人口増加に資する事業の総動員が必要である。

ア 年齢階層別から見た人口の推移と今後の見通し

国勢調査による人口は、昭和35年から昭和40年の間の減少率6.5%をピークに減少割合が鈍化傾向にあったが、平成7年から平成12年の間の減少率は4.4%、平成12年から平成17年までは5.5%、平成17年から平成22年までは8%、平成22年から平成27年までは8.3%、平成27年から令和2年までは9.7%減少しており、人口減少に歯止めが掛からない厳しい状況にある。

転出者増による社会減に加え、出生数の低下に伴う自然減が大きく影響しており、この傾向は、今後さらに進むものと予測される。

また、年齢構成でみると、若年者比率が昭和50年の21.2%から令和2年には8.5%と、12.7ポイントも減少している反面、高齢者比率が昭和50年の10.1%から令和2年の40.2%と大幅に増加しており、少子高齢化が急速に進行している。

令和7年3月策定の「第3期湯沢市総合戦略」では、活力ある地域社会の形成と東京圏一極集中の是正を図るため、「未来を創る『若者』を応援するまちづくり」と「みんなの『幸せ』に寄り添うまちづくり」の二つを柱とし、目指すべき地域ビジョンを「ゆぎわに住んで、よかった。生まれて、よかった。」と定めており、こうした取組を重点的に進める一方、第2次湯沢市総合振興計画に記載の産業振興策や保健・医療・福祉・教育施策などについても継続的に実施する必要がある。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

産業別就業者数において、全体の就業者数は減少傾向となっており、平成22年の就業者数23,965人に対し令和2年には就業者数21,005人と、10年間で2,960人、率にして12.4%減少している。

同様に10年間の産業区分別の推移としては、第一次産業は675人、率にして21.0%、第二次産業は1,408人、率にして17.8%、第三次産業は877人率にして6.8%の減少となっている。

就業者数に対する産業別就業割合をみても、第二次産業就業者割合が減少し、第三次産業就業者割合が増加している。この傾向は今後も続くものと推察されるが、過疎地域における、国土保全、環境・景観保全と環境型農林業生産の仕組みづくり等、今後、第一次産業が担うべき役割は大きいといえる。

第二次産業においては、異業種間の連携促進などにより産業振興体制を整備、強化し、地域地場産業の活性化を中心とした振興策を図っていく必要がある。また、地域所得の

向上に資するべく、企業誘致や新産業拠点の形成を図る必要がある。

第三次産業については、市街地等の活性化と合わせた中小小売業の自立発展が必要であり、地域が一体となった取組が重要である。

また、観光業等においては、観光拠点施設間の連携やキャンペーン、イベント等の推進、農林業や製造業との有機的結合による地域のPR等を積極的に展開するとともに、おもてなしの心に満ちた魅力的な地域イメージの向上が必要である。

また、新型コロナウイルスの流行を踏まえ、社会・日常生活にも様々な変化が求められており、情報通信技術（ICT）の活用が注目される一方、更なる技術革新が生産性や付加価値の高い産業構造へと転換する契機となっている。

表1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	77,405	66,275	△ 14.4	62,537	△ 4.6	55,290	△ 11.6	46,613	△ 15.7	42,091	△ 9.7
0歳～14歳	26,753	14,557	△ 45.6	11,085	△ 16.8	7,038	△ 36.5	4,507	△ 36.0	3,613	△ 19.8
15歳～64歳	46,603	45,043	△ 3.3	40,349	△ 9.4	31,759	△ 21.3	25,425	△ 19.9	21,485	△ 15.5
うち15歳～29歳（a）	17,629	14,018	△ 20.5	9,020	△ 30.0	6,657	△ 26.2	4,486	△ 32.6	3,570	△ 20.4
65歳以上（b）	4,049	6,675	64.9	11,103	44.6	16,493	48.5	16,681	1.1	16,926	1.5
（a）／総数 若年者比率	22.8	21.2	—	14.4	—	12.0	—	9.6	—	8.5	—
（b）／総数 高齢者比率	5.2	10.1	—	17.8	—	29.8	—	35.8	—	40.2	—

総人口の推移

本市の人口は、戦後大きく増加傾向を示したのち、昭和30年（1955年）の79,727人をピークに令和2年（2020年）の42,091人まで一貫して減少しており、65年間で37,636人、約47%減少している。

人口が減少に転じた当時の背景としては、昭和29年（1954年）に銀産出量日本一を誇った院内銀山が閉山したことがあげられる。

社人研の「日本の地域別将来推計人口」によると、令和32年（2050年）には19,552人まで減少すると推計されている。

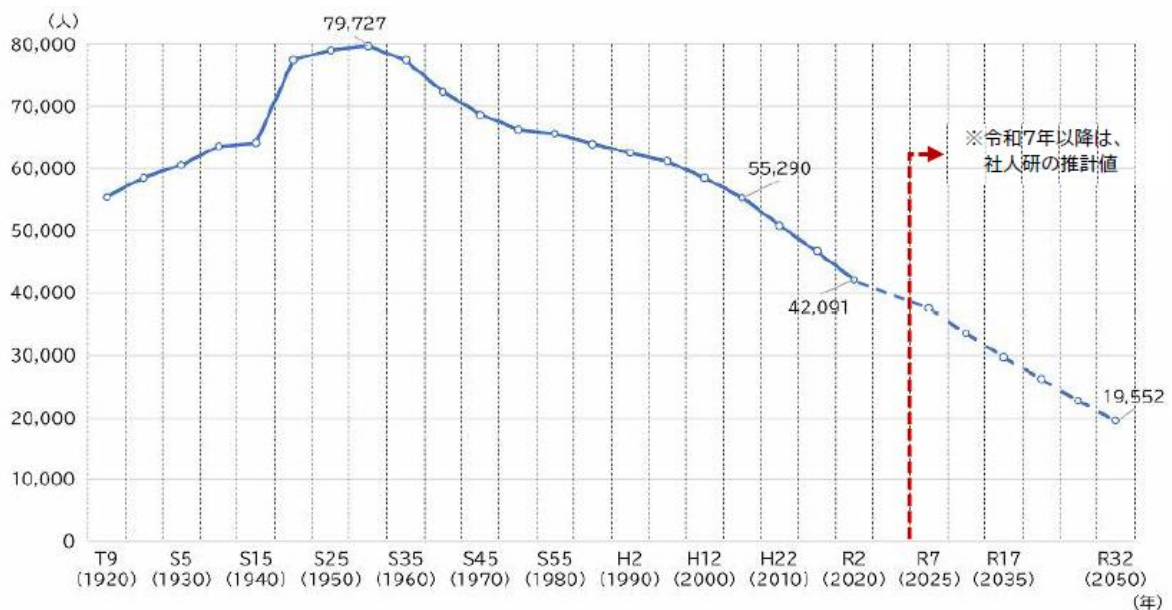


図1 人口の見通し

*点線は国立社会保障・人口問題研究所による推計

(出典：国勢調査)

(3) 市町村行財政の状況

ア 行政の状況

平成17年度の職員数717人から令和6年度の422人まで、計画的な人員削減を進めたことから、人件費抑制の観点からは大きな効果を得ることができた。

一方、制度改正等による新たな仕組みへの対応や、増え続ける行政課題への対応など増加要因も生じることから、改めて、公共施設の管理運営手法や事務事業の見直しと連動し、職員定数の適正化に取り組み、組織体制の強化や職員能力の向上を図り、多様化する市民ニーズに応えていく必要がある。

イ 財政の状況

令和6年度普通会計の決算において、財政の弾力性を示す経常収支比率は97.6%（令和5年度決算96.2%）であり、本市の財政状況は硬直化している状況にある。硬直化している要因としては、地方交付税などの経常的な一般財源は比較的安定して推移している一方、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費や経常経費の増加が大きく影響している。また、基金の残高では、近年、財政調整基金や特定目的基金の減少率が高まっていることから、基金を含めた自主財源を安定的に確保し、財政基盤の強化を図ることが本市の継続的な課題といえる。

今後の見通しとしては、歳入において、市税や地方交付税に大幅な変動はなく、一定の水準で推移することが見込まれているものの、賃金の上昇に伴う人件費の増加を

はじめ、エネルギー価格や物価上昇に伴う物件費の増加、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が見込まれていることから、事務事業の一層の合理化、効率化を図り、財政の規律と健全性の確保に向けた取り組みが必要である。

表2 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	30,175,409	34,993,006	34,449,165
一 般 財 源	17,766,970	16,821,278	17,881,324
国 庫 支 出 金	4,241,291	9,072,330	4,391,774
都 道 府 県 支 出 金	2,383,617	2,315,407	2,185,264
地 方 債	2,934,172	1,950,674	3,988,058
うち過疎債	694,500	724,900	1,326,600
そ の 他	2,849,359	4,833,317	6,002,745
歳出総額 B	29,207,405	33,547,446	33,374,698
義 務 的 経 費	12,340,764	11,996,301	12,593,593
投 資 的 経 費	4,585,401	2,257,200	5,565,178
うち普通建設事業	4,583,207	2,245,913	5,438,963
そ の 他	12,281,240	19,293,945	15,215,927
Bのうち過疎対策事業費	5,709,575	3,709,403	7,717,683
歳入歳出差引額 C(A-B)	968,004	1,445,560	1,074,467
翌年度へ繰り越すべき財源 D	115,028	239,127	300,076
実 質 収 支 C-D	852,976	1,206,433	774,391
財 政 力 指 数	0.29	0.31	0.32
公 債 費 負 担 比 率	15.9	14.8	12.5
実 質 公 債 費 比 率	11.7	12.4	11.6
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	87.3	94.4	97.6
将 来 負 担 比 率	83.2	80.1	73.4
地 方 債 現 在 高	33,259,760	32,058,602	31,134,931

ウ 施設整備水準

【産業振興関連施設】

農業経営基盤の強化に向けて、土地改良事業により、ほ場、農道及びかんがい用排水施設の整備が積極的に進められている。

また、農業関連施設として、堆肥処理施設1施設、育苗施設1施設、乾燥調製施設1施設、加工販売施設1施設などが整備されている。

商工関係施設としては、産業支援センターと川連漆器伝統工芸館が整備されている。

観光関係施設としては、キャンプ場、道の駅、観光案内所2施設、稲庭城などが整備されている。

【交通通信関連施設】

市道の整備状況は、令和6年度で改良率64.5%、舗装率69.5%となっており、一定の水準は満たし、これまでの過疎対策等の成果がうかがえるところではあるが、未改良、未舗装となっている路線も多く、今後も整備を進めていく。

また、高速通信網（5G／6G）の整備には莫大なコストがかかり、整備が遅れる傾向があるため、情報格差（デジタルデバイド）が拡大し、教育、医療、産業、行政サービスの地域格差を生む可能性があるため、市内全域をカバーする高速情報通信網の整備も進めていく。

【生活環境関連施設】

水道施設としては、31施設（上水道2施設、簡易水道22施設、小規模水道7施設）を設置しており、水道普及率は令和5年度92.52%となっている。

下水処理施設としては、公共下水道5施設、農業集落排水施設4施設の集合処理施設があるほか、個別処理施設として合併処理浄化槽を設置しており、下水道等普及率は令和5年度78.36%、水洗化率は令和5年度79.49%となっている。

【福祉関連施設】

高齢者福祉施設では、養護老人ホーム1施設、特別養護老人ホーム10施設（地域密着型含む）、デイサービスセンター17施設（A型含む）、地域包括支援センター2施設、在宅介護支援センター2施設、グループホームなども整備されている。

障害者福祉施設では、障害者支援施設3施設、障害福祉サービス事業所19事業所、グループホームなども整備されている。

児童・福祉施設では、令和7年で保育園所3施設、認定こども園9施設、放課後児童クラブ11施設のほか、子育て支援センターやファミリーサポートセンターが整備されている。

【保健・医療施設】

公立医療機関として診療所1施設が整備されている。

【教育関連施設】

学校教育施設として、小学校6校、中学校6校（※山田中学校が令和8年3月31日閉校予定）、高等学校3校（※湯沢翔北高等学校雄勝校を含む）が整備されている。また、社会教育施設として公民館4施設、図書館2施設、文化会館2施設などが整備されている。

体育スポーツ施設では、体育館5施設、陸上競技場1施設、スキー場1施設、野球場3施設のほか、プール施設やパークゴルフ施設、屋内運動場施設なども整備されている。

【消防・防災施設】

消防・防災施設として消火栓1,036基、防火水槽491基、サイレン付消防用ホース乾燥柱126基、ポンプ格納庫172棟、水防倉庫10棟が整備されているほか、消防用積載車45台、小型動力ポンプ170台が配備されている。また、防災情報の伝達手段として、防災行政無線が整備されている。

表 3 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	34.2	51.2	59.4	63.2	64.5	64.5
舗装率 (%)	26.3	56.4	64.7	67.8	69.5	69.5
農 道						
延 長 (m)	—	—	—	88,543	49,316	49,326
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	27.0	16.0	17.0	—	—	—
林 道						
延 長 (m)	—	—	—	182,491	181,639	182,933
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	5.0	4.0	5.0	—	—	—
水道普及率 (%)	63.5	63.1	81.9	86.8	92.2	92.5
水洗化率 (%)	—	—	11.7	53.6	65.3	79.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	15.7	16.0	14.1	10.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

昭和45年度(1970年)に最初の過疎法が制定されてから半世紀が経過し、平成12年度(2000年)からは、「自立促進」を理念とする「過疎地域自立促進特別措置法」での過疎対策が20年間実施され、産業の振興、交通・情報通信・生活環境・福祉等の施設整備、地域医療の確保、教育の機会の確保等に一定の成果を上げてきた。

こうした中、今後の過疎対策は社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に改めて認識された地方の役割・位置付けを踏まえ、都市部と比較される様々な条件の不利性の克服という基本的な考え方は維持しつつ、デジタル技術等を活用した都市と地方の情報格差是正や、働き方改革の推進、地方創生や経済再生への取組を強化しながら地方回帰の流れを作り、人口減少下で持続可能な地域社会を形成することが特に重要になっている。

第2次湯沢市総合振興計画において、本市が求める将来像を「人のつながりで磨かれる、熱(エネルギー)あふれる美しいまち」としている。本計画においても将来像の実現に向け、移住・定住施策の促進、関係人口の創出・拡大をはじめとする人口減少に備えた施策の強化及び次世代を担う若者世代の人材育成施策を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

本市では令和32年(2050年)に21,057人(社人研推計では19,553人)の人口を確保することを目標とした「湯沢市人口ビジョン」と、その実現に向けた「第3期湯沢市総合戦略」をとりまとめている。本戦略の各種施策を着実に進めることにより、転出数の抑制により純移動率を改善させ、合計特殊出生率を1.44に改善させるという計画で目標達成を目指しており、本計画においても同様の目標とする。

【社会的増減の目標】

人口減少の要因は自然増減、社会増減により分析され、将来の人口推計を行うに当たっては重要な要因となる。

人口減少のスピードを少しでも鈍化させ、持続的な発展を目指していくためには、自然減・社会減、それぞれに対応した多様な取組が必要である。第3期湯沢市総合戦略においては、目指すべき地域ビジョンを「ゆぎわに住んで、よかった。生まれて、よかった。」と定め、「未来を創る『若者』を応援するまちづくり」と「みんなの『幸せ』に寄り添うまちづくり」の二つを柱とし、2050年までに純移動率及び合計特殊出生率の改善を図ることを目標としている。

本計画においても、新たな人の流れをつくり、多様な人材との交流による地域の活性化を図っていくために、社会増減の均衡を図ることの重要性を鑑み、総合戦略同様に、2050年までに転出超過状態にある社会減の段階的な均衡を図ることを目標とする。

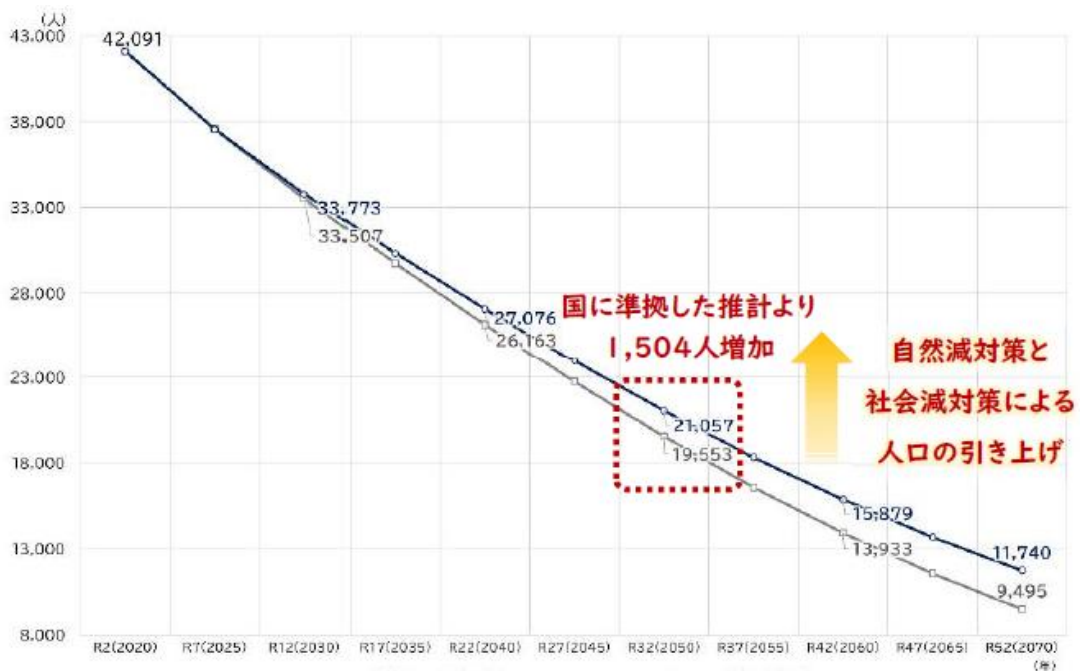


図2 目指すべき将来人口

(湯沢市人口ビジョン)

【目 標】

項 目	単位	現状値（R6）	目標値（R12）
人口減少の抑制	人	38,252	33,773

※現状値は、令和6年10月1日時点の秋田県年齢別人口流動調査結果より。

イ 市民満足度向上に関する目標

「第2次湯沢市総合振興計画」の策定に合わせ、平成29年度から市が行っている施策（市の取組を分野別にまとめたもの）について、市民の考えを伺い今後のまちづくりや企画立案等の参考とするために、「市民満足度調査」を実施している。

本計画においては、分野別に市民の満足度、個別事業の成果指標を設定し、住民意識の変化を適宜計画に反映していくこととし、持続可能なまちづくりのための基本的な目標を次のとおりとする。

【目 標】

項 目	単位	現状値（R6）	目標値（R12）
今後も湯沢市に住みつづけたいと思う割合の増加	%	57.8	70.0

※市民満足度調査 毎年4月1日現在湯沢市在住の15歳以上の方の中から無作為に抽出し、「湯沢市若者や女性が輝くまちづくり推進条例」により若者の抽出者数を補正し、全体で1,400人を対象に実施。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

実施すべき事業は多分野にわたるが、投資できる財源は限られており、効率的かつ有効な予算配分が必要となる。

そのためには、各施策や事業について進捗状況の検証と評価を行い、翌年度の実施方法を改善していく必要があるため、目標への到達度を計る客観的かつ分かりやすい指標を各分野に設定する。

検証にあたっては、PDCAサイクルにより事業の継続性を保ちながら、毎年度、総合振興計画等審議会に報告し多様な意見を伺い所要の見直しを行う。

(7) 計画期間

法期間を前期（令和3～7年度）と後期（令和8～12年度）に区分し、本計画の期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

今後、更なる人口減少や少子高齢化によって公共施設等の利用需要が変化していくものと見込まれるため、施設サービスの在り方を適切に見直す必要がある。

また、昭和40年代後半から50年代の高度経済成長期に整備された施設は大規模改修や更新時期を迎えており、ライフサイクルコストの縮減や公共サービスの維持・向上、身の丈に合った公共施設の最適化を図りながら施設整備する必要がある。

市では、こうした課題への中長期的な基本方針として、平成29年2月「公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和22年度）」を策定（令和4年2月に計画期間を令和3年度～令和12年度に改訂）、更に、インフラ資産を除く個別施設の対応方針として「公共施設再編計画（令和2年度～令和12年度）」を策定した。

公共施設再編計画においては、総合管理計画に掲げた公共施設のうち、インフラ資産以外の公共建築物369施設、約26万㎡を対象とし、令和12年度（計画終期）までにおける削減目標を20％としている。

なお、本計画における公共施設等の整備については「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編計画」に適合する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

人口減少・高齢化の進行に歯止めがかからない状況下では、市民や企業、団体、行政などの多様な主体がそれぞれ持つ能力を発揮し、連携することによって持続可能なまちづくりを進める必要がある。

地域に不足するアイデアなどは、地域おこし協力隊等の外部人材や都市圏との関係人口の創出・拡大等によって多彩な発想、技術、人脈を活用することが効果的である。

(1) 現況と問題点

若年層の市外流出が多いことから、地場産業の後継者不足や地域づくりの担い手不足が顕著であり、基幹産業の農業については中山間地域の小規模農家が多いこともあり、後継者不足から耕作放棄地が増加している。

また、企業誘致による雇用機会の確保を望む声もあるが、若年層の減少と希望職種とのミスマッチから、労働者確保に苦戦するなど、産業全般への影響が拡大している。

地域においては町内会活動や地域の共同作業、伝統行事の継続も危ぶまれる状況であり、地域を支える担い手育成と共に地域の課題解決を支援するまちづくりコーディネーターの育成が求められている。

人口減少は空き家の増加にもつながっており、令和2年度の空き家は1,439戸、この5年間に20.6%増加している。県下有数の豪雪地帯である当地域では、近隣住民に与える影響が大きく、有効活用も含めた対策が急務である。

急速に進行する人口減少がもたらす課題は広範囲に及び、本来、個人が行うべき事柄にも公助を望む意見が増えつつあるが、公助により全てを解決できるものではなく、自助、共助を基本とした側面の支援と対策が必要である。

湯沢雄勝地域の3市町村においても定住自立圏共生ビジョンなどの策定を通じ、人口減少対策や医療の確保、公共交通の維持等の生活機能の維持・向上等が圏域の課題と考えており、進むべき方向性を共通認識し広域的な取組を行っている。

(2) その対策

① 移住及び定住

- ・ 移住希望者に対する移住関連情報の提供や移住相談、移住後のフォローのため、移住コーディネーターの配置等を行い、受け入れ環境の整備を図る。
- ・ 空き家バンクの運用による情報提供、空き家改修費補助金等の支援措置により移住・定住の促進を図る。
- ・ 首都圏から本市に移り住み、地域の課題解決や活性化等の取り組む「地域おこし協力隊」の継続的募集を行う。また、任期後の定住が実現できるよう支援を行う。
- ・ 地方に関心がある首都圏在住者との「ふるさと交流促進事業」等をきっかけとした

関係人口の創出・拡大を図るとともに、段階的な移住支援を推進していく。

- ・ 奨学金返還助成による若年層の定着と共に地元企業を担う人材の確保を図る。
- ・ キャリア教育等の振興により、人材育成や郷土愛の醸成を図る。
- ・ 医療、福祉、子育て支援策等の充実により、暮らしやすいまち、移住したくなるまちへのイメージアップを図る。
- ・ 湯沢雄勝地域の中心市として、定住自立圏共生ビジョンに掲げる各種事業の着実な実施により、圏域全体の移住・定住の促進を図る。

② 地域間交流の促進

- ・ 人口減少・高齢化による地域経済の先細りや地場産業における後継者不足、地域づくりの担い手不足を改善するため、地域と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組み、地域経済・地場産業の継続的な発展、持続可能な地域づくりを推進する。
- ・ 農産物生産地域である本市と消費地である首都圏生協との交流事業を通じ、農産物出荷の拡大と人的交流を促進する。

③ 人材の育成

- ・ 地域のまちづくりについて相談・指導・調整を行えるまちづくりをコーディネートする人材や、コミュニティビジネスのけん引役を育成し、地域自治活動の活性化と持続可能なまちづくりを推進する。
- ・ 学校、保護者、地域が一体となった「地域とともにある学校づくり」を進め、地域との連携・協働を推進する。
- ・ 若者や女性が主体的に開催するイベント等への支援を通じ、若者女性の活躍推進と、地域に求められる人材の育成を図る。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
移住世帯数の増加	世帯	73 (5年累計)	90 (5年累計)

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業(ソフト)	市	
		未来投資型人材育成事業(ソフト)	市	
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成	コーディネーター・CB育成事業(ソフト)	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住			
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立			
	(5) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：その他住宅】

- 定住促進住宅は、機能を継続するとともに、入居者に譲り受けの意向がある場合は、譲渡の協議を行う。
- 改良住宅とその他共同住宅は、保全計画に基づき、計画的な改修を行い継続使用する。
- 管理運営について、公営住宅、コミュニティ住宅、定住促進住宅を一括して民間活力の活用を図り、効率的な手法を検討する。

公共施設等総合管理計画において、公営住宅は、公営住宅法に基づく住宅と法に基づかないその他住宅に区分しており、法に基づかない定住促進住宅は、市の移住定住施策を進める重要な施設として基本的には今後も継続することとし、民間の空き家を活用した住宅の確保や支援とともに継続した取組が必要である。

3 産業の振興

市民所得の向上と雇用の場を確保するとともに、地域の活性化に向けて地域資源や歴史に培われた「技」を活用した農林水産業や商工業の育成・振興を図る。

湯沢らしい観光づくりを目指し、栗駒国定公園の雄大な自然や温泉群をはじめ、清酒や稲庭うどん、漆器、仏壇などの特産物、歴史や伝統行事など多彩な観光資源を効果的に組み合わせて新たな付加価値を生み出すとともに、おもてなしの心を大切にした観光振興を図る。

① 農業の振興

収益性の高い生産体制の構築を目指し、ほ場や農道、林道、作業道などの生産基盤整備を進めるとともに農地の集約化を促進し、マーケティングを意識した農林業を推進する。

また、農林業が担うべき国土保全、環境・景観保全と環境型農林業生産の仕組みづくりを推進する。

さらに、将来を担う新規就農者や主たる担い手となる認定農業者の確保・育成に努めるほか、農林業の経営指導体制の充実を図る。

② 林業・内水面漁業の振興

皆伐期を迎えている森林が多いことから、適期の伐採を推進するとともに「伐って！使って！植えて！」を繰り返し、持続可能な林業の確立を図り、計画的な施業により森林の多面的な機能がいかんなく発揮されるよう努める。

魚族の確保と河川の環境保全のため稚魚放流活動などを支援する。

③ 企業の誘致対策

大都市への人口集中が、経済成長のエネルギーとなっていた時代が終焉を迎え、一極集中は大規模災害や感染症発生の際のリスクを伴うことが認識され始めている。

企業のリスク管理を行う上で、過疎地域の水や食料等の安全性、再生可能エネルギー等によるクリーンエネルギーの供給等はセールスポイントとして評価が高く、情報通信関係の企業移転やサテライトオフィス等の誘致を図り、地域雇用の創出・拡大を図る。

なお、工業団地に空きがないことから、更なる企業誘致を進めるため、新たな産業団地の整備計画に基づき、早期の造成工事着工に向けた準備を進めていく。

また、誘致済み企業へのフォローアップを強化し、設備投資等助成制度の見直しを図りながら企業の育成に努める。

④ 起業の促進

湯沢商工会議所やゆざわ小町商工会、秋田県よろず支援拠点及び地元金融機関と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の伴走型支援の取り組みを推進する。

また、起業補助金の支給や創業支援資金に対する利子及び保証料軽減措置を行うことにより、起業時の負担を軽減し、起業しやすい環境を強化していく。

⑤ 地場産業の振興

清酒・稲庭うどん・漆器・仏壇などの伝統的な地場産業の振興を図るため、多様化する市場ニーズを的確に捉え、新たな販路の開拓と販売促進に取り組む。また、それぞれの伝統的な地場産業が持つ技術を後世に伝えていくため、後継者の育成と技術の継承及び原材料の確保対策に対し支援を行うほか、付加価値と競争力の高いものづくりに対して必要な支援をする。

また、米、果樹などの豊富な農産物を特産品として高付加価値とブランド化を推進し、販路の拡大に努め新たな雇用創出を図る。

⑥ 商業・サービス業の振興

湯沢商工会議所やゆざわ小町商工会、秋田県よろず支援拠点及び地元金融機関との連携により、事業所や商店の売上向上を図る取組を積極的に推進するとともに、空き店舗を活用した起業への補助金支給により、中心市街地におけるにぎわいと活力のある商店街づくりを目指す。

また、後継者不足の課題については、商工団体や地元金融機関と共に、県のよろず支援拠点や秋田県事業承継・引継支援センターへの「つなぐ体制」を構築し、市内における相談需要の掘り起こしも含め、事業承継における相談窓口の周知と支援体制の強化に努める。

日常の買い物に困難が生じている高齢者や交通手段のない方に対して必要な支援をする。

⑦ 情報関連産業の振興

過疎化が進行している中、行政の効率化や市民サービスの向上にはデジタル新技術の導入等、IoTやAI等を活用した取組や、映像コンテンツを活用した地域情報発信が重要となる。

このため、ICT関連企業の誘致、事業の拡大に関する支援を積極的に行うとともに、人材の育成・確保に取り組んで行く。

⑧ 観光の振興

市民が一体となった観光振興に取り組み、リピート率の向上と口コミ効果による新規来訪者の獲得につなげる。また、観光資源のブラッシュアップや体験型アクティビティの開発、ジオパークの活用、関係市町村との連携強化による広域周遊型観光ルートの開発や観光キャンペーン等による県内外での情報発信を強化し、観光地としての魅力と満足度の向上を図る。

(1) 現況と問題点

① 農業

本市の農業は、小規模な経営体がほとんどを占め、稲作を中心にきゅうり、トマト、ねぎ、枝豆等の野菜やサクランボ、リンゴ等の果実の生産、肉用牛などが飼養されているが、社会情勢の変化など種々な要因から、次のような課題を抱えるようになってきている。

ア 農家数等の減少

農林業センサスによる農家総数において、昭和60年の6,525戸から令和2年の2,920戸へと、大幅に減少している。高齢化と後継者不足による農業従事者の減少は、遊休農地の増加要因の一つとも言われており、農山村地域において深刻な問題となっている。

イ 経営構造の問題

稲作中心の農業経営構造となっているが、米の生産調整政策の以前から野菜や果樹、畜産等との複合経営化や稲作以外への経営転換を促進してきている。しかしながら、専業農家の減少や後継者不在による農業従事者の高齢化などと相まって、複合経営への取組は伸び悩み、現在も農業粗生産額の多くを米が占める状況にある。

② 林業・内水面漁業

森林は、木材をはじめとする様々な林産物の供給や国土の保全、水源のかん養、自然に親しむ場として、安全で安心な市民生活の維持向上に大きな役割を担っていたが、長期にわたる木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足などにより、森林における生産活動が停滞し、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

今後は、林業経営体の基盤強化、森林整備を推進するとともに観光や体験学習、環境教育の場としての利活用を推進する必要がある。

また、市内を流れる自然豊かな雄物川や皆瀬川、役内川は、そこに生息するアユをはじめとした溪流魚などが豊富なことから、これらを資源として活用していくことが求められている。

③ 工 業

本市の工業は、伝統的地場産業や企業誘致等による製造業が主となっている。令和4年度の経済構造実態調査によると、製造業の事業所数は125か所、従業員数は3,956人となっている。

製造品出荷額等の推移をみると、平成13年は約970億円、平成20年は956億円と漸減傾向にあったが、平成25年には583億円と大幅に減少し、平成30年は557億円、令和3年は699億円であった。

これに至った大きな要因は、リーマンショック等の経済危機、東日本大震災など企業の業績が景気の変動などに大きく左右され、事業の縮小を余儀なくされた結果であり、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生産縮小により、製造業を中心とする本市の産業は厳しい局面に立たされている。

本市は、地場産業が盛んであるものの、個人経営による零細な事業者が多く、新卒者が将来を思い描いて就職できるような就職先とはなっていないまた、高校卒業後、進学のために湯沢を離れた学生が、地元に戻り能力を活かせる企業は少なく、若者の定住が進まない大きな要因となっている。

湯沢翔北高校では、従来の学科に加えて平成24年度に介護福祉科と生産技術科の2つの専攻科を設置し、介護とものづくりに関する高度な資格と技能を身につけ、即戦力として地域社会で活躍できる専門家の養成が行われている。

今後は、既存誘致企業の本社移転や事業拡張による労働環境の向上を目指すとともに、地域経済を支える産業を持続的に発展させていくために、産業基盤の充実及び強化を図っていく必要がある。

④ 商 業

モータリゼーションの進展、共働き世帯の増加とライフスタイルの変化、商店街の対応力不足や空き店舗の増加、高齢化や後継者不足など商業を取り巻く環境は大きく変化し、中心市街地の空洞化が進んでいる。

このため、中心商店街を対象としたアンケート結果や、これまでのまちづくり施策の検証結果等を踏まえ、商工団体等の関係機関と連携しながら、今後の商店街のあり方について検討を進めるとともに、令和8年にオープンする湯沢市複合公共施設と商店街の回遊性を構築し、商店街へ消費者を誘導できるような魅力的な商品の開発や店舗構成を進め、消費環境に対応した商店街づくりを展開していく必要がある。

⑤ 観光業

本地域には、栗駒国定公園指定地域を中心に数々の景勝地が存在するとともに、小安峡温泉、秋の宮温泉郷、泥湯温泉などの豊富な温泉資源、古くから受け継がれてきた情緒豊かな祭りなど、様々な観光資源が存在する。

近年の観光スタイルは、個人での観光や個々の嗜好にあった観光が主流となっており多様化が進んでいる。

本市の観光客数は約100万人で推移しており、今後の観光施策においては、地域の個性や資源の活用による「人と人の“つながり”」、観光客の滞在時間の延長による経済波及効果を意識した取組の強化が必要となる。

また、地域の魅力を様々な視点から捉え、自然や歴史、技や食などを複合的に結び付けた観光振興が求められており、観光による地域づくりができるような団体の育成と強化が必要となる。

(2) その対策

① 農 業

- ・ ほ場や農道等の整備とともに長寿命化計画に基づいた農業生産基盤の整備を進めるとともに、農村環境の保全・向上を図る。
- ・ 農業を担う経営体の育成確保を進め、農地利用の集積と集約化による作業の効率化を図り、冬期栽培の確立による通年農業を推進し、農業経営基盤の充実強化を図る。
- ・ 経営の省力化による規模拡大、多収・高品質生産の実現、労働力不足の解消を可能とするスマート農業の導入を推進する。
- ・ 農畜産物等の生産振興と流通販売対策に向けて、戦略作物の産地拡大を推進するとともに、加工農産物及び地域特産品の開発、販売に力を入れ、販路を見据えた農業の構築と地産地消を推進する。
- ・ 土地利用調整組織体制や高度情報化営農指導支援体制、人材バンク等の整備を図り、農業振興指導体制の充実強化に努める。
- ・ 循環型農業推進センターの有効活用による環境汚染防止対策と土壌改良を促進し、特別栽培農産物の生産拡大を図り、環境保全型農業を推進する。
- ・ 農村地域活性化のアイテムとして農業を位置付け、農山村地域の環境整備、特色を生かした地域づくり事業、グリーンツーリズム等の積極的な展開を図る。

② 林業・内水面漁業

- ・ 林道や作業道の整備、長寿命化を進め、施業に向けた林業基盤を整備する。
- ・ 森林の持つ多面的な機能の維持・保全のため、市民や林業・木材産業関係者とともに、森林の病虫害予防対策や緑化推進事業等を対象とした森林教育の充実を図る。
- ・ 魚族の確保と河川の環境保全のため、雄物川、皆瀬川、役内川におけるアユなどの稚魚放流活動を支援する。

③ 商工業

- ・ 活気ある中心市街地づくりのため、商工関係団体への支援、空き店舗対策、各種イ

ベントの充実を図る。

- ・ 伝統ある地場産業等の産業基盤を強化し、次世代への継承、多様化する市民ニーズに対応した付加価値と競争力の高いものづくりの推進、経営戦略の強化による「稼ぐ力・売る力」の向上、更には地域資源を活用した革新的な起業を支援する。
- ・ 市内中小企業の経営支援に資するため、湯沢商工会議所やゆざわ小町商工会、秋田県よろず支援拠点及び地元金融機関との連携による経営指導を継続実施する。
- ・ 雇用の場の拡大を図るため、起業支援や新たな産業拠点の形成、職業選択の幅を広げるため、多様な産業の企業誘致を推進する。
- ・ 学生や社会人の長期実践型インターシップの実施や企業の事業成長、経営革新を図り、若者の地元雇用を促進する。

④ 観光又はレクリエーション

- ・ インバウンドを含む観光客の来訪を促進するため、動画やSNSを活用した情報発信の強化を図る。
- ・ 観光客の満足度向上のため、観光施設の整備やブラッシュアップを行うとともに、民間事業者と連携した「体験」や「学び」に関するコンテンツの提供により観光地点の魅力向上を図る。
- ・ 秋田県の南の玄関口として様々な観光情報の提供と東北中央自動車道の開通も見据え、道路通行者の休憩機能を充実するため、「道の駅おがち」の機能強化を図る。
- ・ 「第3次ゆざわジオパーク構想」に基づき、市民が地域資源の価値を再確認する機会を増やし、郷土愛の醸成を図るとともに、「地熱のまち“ゆざわ”」としての知見を深め、内外にその魅力を発信することで、地域資源の価値向上を図る。
- ・ 市の中心である湯沢駅周辺に多くの人が集い、学び、憩い、交流できる拠点として複合公共施設を整備し、まちの魅力創出を図る。

⑤ 広域的な連携

定住自立圏を構成する市町村において、観光客数の入込客数増加を図るため、圏域内にある自然景勝地や歴史文化、祭り、温泉、伝統工芸品、農産物等の魅力あふれる観光・物産資源の連携や有効活用を行うとともに、PR活動に努め、圏域経済の活性化を図る。また、産業振興全般について、秋田県、他市町村、各種団体等と情報共有を図りながら、連携し推進する。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
観光地点等入込客数の増加	人	1,071,108	1,300,000
雇用の拡充と起業・創業支援に対する満足度の割合の増加	%	20.9	29.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営ため池等整備事業(上野堰、松岡)負担金	県	負担金
		基幹水利施設ストックマネジメント事業(山田、湯沢南部、小野、酒泉、幡野、大丈堰)負担金	県	負担金
		ほ場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)上院内地区負担金	県	負担金
		ほ場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)秋ノ宮地区負担金	県	負担金
		ほ場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)役内地区負担金	県	負担金
		ほ場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)八面地区負担金	県	負担金
		ほ場整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)杉沢新所地区負担金	県	負担金
		かんがい排水事業(沖鶴)負担金	県	負担金
		土地改良施設維持管理費負担金	土地改良区	負担金
		多面的機能支払交付金事業	市	
	林業	林業活性化支援事業補助金	森林組合等	補助金
		林業専用道平清水線整備事業	県	負担金
		林業専用道三ツ村線整備事業	県	負担金
		林道平場線1号橋補修	市	
		林道高松線改良事業	市	
	水産業			
	産業			
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設			
	農業	夢ある園芸産地創造事業	農業者	補助金
		循環型農業推進センター改修事業	県	負担金
	林業			
	水産業			
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設	産業支援センター改修事業	市	
	試験研究施設			
	生産施設			
	加工施設			
	流通販売施設			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 企業誘致	企業誘致対策事業(ハード・ソフト)	市・企業等	補助金
	(6) 起業の促進	新事業チャレンジ補助金 先駆的な地域経済活動への支援(ソフト)	企業等	補助金
	(7) 商業			
	共同利用施設			
	その他	まちなかにぎわい事業	団体	補助金
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリエーション	温泉地振興整備事業(ソフト)	市	
		観光宣伝事業	市	
		観光・物産の情報発信(ソフト)	市	
		観光物産展開催事業	市	
		観光・物産の情報発信(ソフト)	市	
		温泉施設整備事業	市	
		温泉井整備、景観整備等	市	
		道の駅おがち「小町の郷」周辺整備事業	市	
		川連漆器伝統工芸館改修事業	市	
		ほっと館管理運営費	市	
		湯沢駅周辺複合施設等整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業			
	商工業・6次産業化	雇用創出対策事業(ソフト) ①事業の必要性 全国的に雇用情勢が改善される中であって、本市の有効求人倍率は低迷。この要因が若者の地元離れを加速させており、就労環境や処遇改善、地域企業と学校等が連携したインターンシップ支援、さらにはアントレプレナーシップの醸成を図り、若者の地元定着化を促進する。 ②事業の内容 ・起業サポート補助金 ・スキルアップ支援事業費補助金 ・若者仕事支援事業補助金 ・ふるさと企業振興補助金 ③事業の効果 雇用環境の改善による産業振興、若者定着化に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	団体・企業等	補助金
		つくる力、売る力向上支援事業補助金(ソフト) ①事業の必要性 大型の企業誘致が見込めない現状の中、市の経済基盤を支える中小企業を育成し地域経済の活性化を目指す。 ②事業の内容 商工関係団体、金融機関等と連携しながら中長期的な経営革新計画策定・実施・フォローを一貫的に支援する。 ③事業の効果 競争力の高い産業成長に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		伝統的工芸品等産業支援事業(ソフト) ①事業の必要性 国指定の伝統的工芸品の川連漆器、県指定の伝統的工芸品の川連こけしの産地として、産地の形成又は発展を図り、産業振興を推進する。 ②事業の内容 後継者の育成、原材料の確保を始めた小規模事業者の基盤強化に繋がる事業に対し支援する。 ③事業の効果 生産者の士気と生産意欲の高揚に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	民間	補助金

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		起業家育成支援事業(ソフト)	民間	補助金
		①事業の必要性 雇用情勢の悪化は市民所得の低下を招いているとともに、就労機会を求める若い世代の転出に拍車をかけている。また、起業率は県内でも特に低い水準にある。		
		②事業の内容 ・起業希望者等の調査・開拓 ・起業希望者等のネットワークづくり ・セミナー・勉強会等の開催 ・起業家や支援者が集まる場の整備		
		③事業の効果 市内における起業を促進することで、就労機会の拡大及び移住・定住の推進を図るほか、起業家のイノベーションによって地域経済を刺激し、市全体の活性化へとつなげる。		
		遊休公共施設等利活用促進事業(ソフト)	法人・団体等	補助金
		①事業の必要性 行政目的を終えた公共施設についても維持経費が発生することから、これら遊休公共施設等の有効活用を図ることにより、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図る。		
		②事業の内容 湯沢市遊休公共施設等利活用促進条例の奨励措置適用事業所として指定された事業者に対し、遊休公共施設等の改修助成金を交付する。		
		③事業の効果 遊休公共施設等の有効活用に繋がり、地域の活性化及び雇用機会の拡大に資する事業である。		
		湯沢駅周辺にぎわい創出補助金(ソフト)	民間	補助金
		①事業の必要性 まちの顔である湯沢駅周辺に多くの人が集い、学び、憩い、交流する複合施設の整備を進め、併せて同施設への民間活力の導入を目指すことで、市民サービスの向上、にぎわい創出による中心市街地活性化、行政経営の効率化、持続可能なまちづくりを図る。		
		②事業の内容 民有地を活用して都市機能誘導区域内に新たに飲食店を開設する事業者に対し、出店費用の一部を補助する。		
		③事業の効果 都市機能誘導区域内への飲食店舗出店を支援することで、中心市街地の活性化へとつなげる。		
	情報通信産業			
	観光			
	企業誘致			
	その他			
	基金積立			
(11) その他		稲庭うどん産業支援事業 稲庭うどん産業の支援(ソフト)	団体	補助金
		商工支援団体活動強化事業(ソフト)	団体	補助金
		勤労者生活安定資金貸付預託金(ソフト)	市	
		シルバー人材活躍推進事業(ソフト)	市	補助金
		金融対策事業(ソフト)	企業等	補助金
		中山間地域等直接支払事業(ソフト)	市	
		小安峡温泉地域活性化事業(ソフト)	市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域及び同法第8条第4項第2号に規定する業種は次のとおりとする。

産業振興施策促進区域	業種	計画期間	備考
湯沢市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該事業の振興を促進するために行う事業の内容

市ホームページ、広報等により広く制度の周知を図るとともに、中小企業支援窓口において個別の説明を行い、上記(2)、(3)の事業展開を図る。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：レクリエーション施設・観光施設】

- 市の観光戦略やニーズ等を踏まえ、基本的に機能は継続する。機能が類似している施設の集約化を進めるとともに、役割を終えた施設は廃止する。
- 指定管理者制度を導入している施設は、収支の状況を精査するとともに、業務仕様書における要求水準（市が求める業務水準）を明確に示すとともに、モニタリング評価を強化し、経営改善を図る。

また、収益性の高い施設については、余剰金のあり方について検討する。

【施設類型：産業系施設】

- 産業振興の支援策の一環として市が設置・保有してきた産業系施設は、事業者の生産活動・生業に関わることであることから、事業者が主体的に施設を運営し、行政の役割はソフト面の対策に重心を移すこととし、当該施設を譲渡する。
- 役割を終えた施設や安全性が確保できない施設は、廃止する。
- 市が出資している第三セクターが管理運営の主体となっている施設は、第三セクターが経営することで新たな雇用を創出するほか、地域の特産物の加工・販売により地域経済の振興にも寄与しているなど一定の効果があるものの、事業開始当時との環境の変化を踏まえ、施設のあり方について検討する。

観光施設は、多くの交流人口の集客、地域の特産品や農産物を加工・販売するなど、地域の活性化に寄与するほか、地域の雇用の創出にも役立っている。また、地域の歴史教育文化の向上、小野小町の伝承など地域資源の情報発信も担っており、今後も充実強化が必要な施設であることを踏まえ、公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に整合した取組を進める。

4 地域における情報化

グローバル化等の進展により目覚ましいスピードで通信技術開発が進み、高速大容量の通信技術は、行政、産業、医療等の幅広い分野に加え、日常生活にも必要不可欠な存在となっている。

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、国・地方公共団体の情報システムや業務プロセスの非統一性が顕在化し、地域・組織間での横断的なデータ活用が十分に機能しないなど、行政のデジタル化の遅れが露呈した。

行政の効率化や市民サービスの向上にはデジタル新技術の導入が不可欠であり、地域社会全体の課題として、まずは行政の立場からデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する必要がある。

（1）現況と問題点

① 地域情報（デジタル）化の推進

インターネットや携帯電話、スマートフォンの急速な普及により、市民生活や産業経済活動など多様な分野で情報システムの活用が進展している。これらのサービスの基盤となる光ファイバー網は、補助金等の活用により整備が完了した。

携帯電話に関しては、LTEのサービスエリアはほぼ全世帯をカバーしているが、5Gのサービス提供は市内中心部に限定されており、周辺地域や山間部では依然として接続環境に課題が残っている。

都市部と過疎地域との通信インフラの格差は徐々に縮小しつつあるものの、情報格差、経済格差、行政サービス格差の要因として依然存在しており、地域の持続可能な発展のためには、通信基盤のさらなる高度化が不可欠である。

また、市の山間部では依然としてテレビの難視聴地域が存在しており、災害時の迅速かつ確実な情報伝達のためには、複数の情報手段の整備が重要である。令和元年度から令和2年度にかけて実施された防災行政無線の整備に加え、今後もテレビの難視聴解消対策や老朽化施設の改修支援を継続的に実施し、情報の空白域が発生しないよう備える必要がある。

② 行政情報（デジタル）化の推進

行政システムの全国共通の仕様がなないことから、地方公共団体ごとにシステムの仕組みが異なり、国、県、地域間でのデータ利用などが進まない状況にあり、本市の場合も多くシステムが独自仕様となっている。

国主導で進められているマイナンバーカードの交付状況について、令和7年9月末時点で本市の交付率は約82.8%となっている。マイナンバーカードの未普及は、行政の

効率化を妨げるだけでなく、市民サービスの質的向上にも支障をきたす要因となってくる。

こうした背景を踏まえ、本市では国が示す「自治体デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画」や「自治体情報システム標準化基本方針」などを参考に、行政システムの標準化とクラウド化の推進、マイナンバーカードの普及促進、デジタル人材の育成に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症を契機に、テレワーク、ワーケーション、コワーキングスペースの整備など、デジタルを活用した「新たな日常」の構築が有効な手段として注目されている。本市においても、働き方改革や地域経済の活性化に資する施策として、公共施設の柔軟な活用や民間施設への普及啓発活動を通じて、これらの取組を積極的に推進することが求められる。

これらの施策は、受け入れ側の地域にとっても経済的効果や人的交流の促進による地域活性化が期待できるものである。

（２）その対策

① 地域情報（デジタル）化の推進

- ・ 市内全域に５Ｇ網の整備を支援し、情報通信格差是正によって行政サービス向上と学校教育、地域医療、観光産業等の幅広い分野での利活用を推進する。
- ・ 公の施設や温泉観光地域等へのＷｉ－Ｆｉ整備によってインターネット利用環境の向上を図る。
- ・ テレビ難視聴地域の解消に向け、共同受信施設整備や大規模改修に対する支援を継続する。
- ・ 最新の情報通信機器や設備を使いこなせるよう講習会、講演会を実施し、高齢者を含む市民全体のスキル向上を図る。
- ・ インターネット等による情報発信を積極的に展開し、本市の魅力発信と観光産業活性化を図るとともに、デジタルを活用して多様なステークホルダーとの双方向でつながり、関係人口創出によるまちづくりを進める。

② 行政情報（デジタル）化の推進

- ・ 市民サービス向上と行政の効率化につながる各種業務に関しデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の取組を強化する。
- ・ 国主導で進められる自治体情報システムの標準化・共通化に伴うシステム改修を計画的に実施し、マイナンバーカードの普及率向上にも取り組む。
- ・ 利用率の低い公共施設又は未利用施設を活用したワーケーション、コワーキングスペース等の整備を進め、テレワークを活用した柔軟な働き方の推進を図る。
- ・ 対面申請の削減、紙による諸手続きの削減によって行政事務の効率化と市民の利便

性向上を図るため、行政手続のオンライン化を推進する。また、A I ・ R P Aなどの新技術を積極的に導入し、市民サービス向上を図る。

- ・ デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップを踏まえた行政手続きの抜本的改革を推進し、市民窓口サービスにおける市民満足度の向上を図る。
- ・ 行政情報、地域情報のデジタル化を進めるとともにデジタル人材の育成に努め、高度情報化に対応した地域形成を図る。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
行政サービスのデジタル化・DXの推進に関する満足度の割合の増加	%	35.4	41.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	通信用鉄塔施設	携帯電話等エリア整備事業(5G整備)	電気通信事業者	補助金
	テレビ放送中継施設			
	有線テレビジョン放送施設			
	告知放送施設			
	防災行政用無線施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ難視聴解消事業 磯・岳ノ下、湯ノ岱、役内	テレビ協同受信組合	補助金
	ブロードバンド施設			
	その他の情報化のための施設	公共施設オンライン環境整備事業	市	
		光ブロードバンドサービス環境整備支援事業	電気通信事業者	補助金
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術活用			
	その他			
	基金積立			
	(3) その他			

5 交通施設の整備、交通手段の確保

〔交通体系の整備〕

交流人口と物流の増加や市民の利便性向上のため、国・県及び近隣市町村との連携を高め、高速交通体系の確立を図るほか、過疎地域の快適な日常生活の実現に不可欠な中心市街地へのアクセス道路や基幹集落を結ぶ生活道路、重要な公共施設や産業振興に不可欠な道路等の整備及び橋りょうの長寿命化対策を計画的に進める。

〔公共交通体系の整備〕

地域のにぎわいと市民の生活を繋ぎ、永続的に安心して暮らせるコンパクトなまちづくりの実現に向けた持続可能な地域公共交通の構築を目指す。

地域間の連携を維持・強化することで、市民生活を支え、活力を生み出す集約型都市構造を目指す。

また、交通拠点を乗り継ぐだけの場所ではなく、人、モノ、交通が行きかうにぎわいのある場所とし、地域間の連携を深めていくことを目指し、地域内の公共交通ネットワークの主要なポイントとして接続性を確保していく。

〔克雪対策〕

冬期間の安全で快適な生活を確保するため、機動的な道路の除排雪を行うとともに防雪柵や消・融雪施設等の整備を図る。

(1) 現況と問題点

ア 交通体系の基盤

本市は、国道13号とJR奥羽本線が南北に縦断し、国道108号、398号が東西に延びている。高速交通網の整備については、東北中央自動車道新庄・湯沢間における「横堀道路」が令和7年度に開通となり、残りの未開通区間である「新庄金山道路」、「金山道路」及び「真室川雄勝道路」が事業化されている。

〔公共交通体系の整備〕

人口減少に伴い公共交通の利用者が減少し、路線維持も危ぶまれる状況にあるが、通学、通院、買い物など地域公共交通の利用を希望する人が、誰でも安心して移動できる手段を確保する必要がある。

地域住民、交通事業者、行政が共に協力し合い、本市の実情に合った持続可能な移動手段を検討し、維持確保していく仕組みが求められている。

〔鉄 路〕

明治38年に全線が開通したJR奥羽本線は、秋田・山形の両新幹線の開通により、特急・寝台列車の廃止、快速電車の削減が行われたほか、湯沢駅の早朝・夜間無人化や市内の5駅の無人化などにより利便性が低下し、多分野にわたる地域間競争の立ち後れが懸念されている。このため、奥羽・羽越新幹線の実現や奥羽南線高速化等の整備促進に向けて地域が一体となって取り組んでいる。

〔国県道〕

本市の道路網は、東北自動車道や国道13号を基点として、国道108号、398号及び県道が、市民生活及び観光、商工業の振興に重要な役割を担ってきた。一方、国県道の中にも交通に支障をきたす未整備区間が残されており、通年交通確保に向けた早期の整備が望まれている。

イ 市道

過疎対策の重要施策として取り組んできたことから、令和6年度末で市道の改良率は64.5%、舗装率は69.5%となっているが、豪雪地帯であるため、一層の改良促進が必要である。

本市は、少数世帯が点在する地域が多く、また、高齢化社会における生活道路の果たす役割は極めて重要であり、今後も早急な改良整備が必要である。

ウ 冬期交通確保

本市の平均積雪量は、地域によっては2～3m、少ないところでも1m以上となっている。このため、市民ニーズに対応した冬期交通確保に向けた除雪費をはじめとして、除雪機械の更新、増強等の経費が増嵩しており、財政支出を圧迫しているが、除雪をはじめとした冬期交通の確保は、市民の安全かつ快適な生活環境を確保するための重要施策として位置付けられ、防雪柵、消・融雪施設や流雪溝といった防雪施設の整備を含め、引き続き重点的に実施する必要がある。

(2) その対策

ア 交通体系の基盤

- ・ 東北中央自動車道の早期全線開通のための運動を展開する。
- ・ 奥羽・羽越新幹線実現に向け、秋田県及び県内市町村と連携した運動を展開するとともに、JR奥羽本線の利便性向上及び地域活性化に対する取り組みを推進する。
- ・ 国道108号、398号及び主要地方道の狭あい箇所改良など整備促進に向け、強く関係機関へ働きかけるなど積極的な取り組みを実施する。
- ・ 通年交通が確保されていない路線の改良整備の促進に努める。

- ・ 地域住民や観光客等の交通手段の確保のため、多様な交通モードや新たな交通サービスの連携によるネットワーク化を進める。

イ 市道

- ・ 地域幹線道路の計画的な整備と併せ、都市計画道路の整備推進を図る。
- ・ 市域内をネットワーク化する幹線道路網や産業活動に密接に関連する道路を整備する。
- ・ 道路橋りょう等の維持補修を実施し、長寿命化を図りながら安全な通行確保に努める。

ウ 冬期交通確保

- ・ 除雪計画を策定し、計画的な除雪機械の更新や増強を図るとともに除雪ステーションなどの整備を進め、除排雪の充実・強化に努める。
- ・ 防雪柵や消・融雪施設等の整備を積極的に推進し、冬期交通の安全確保及び雪害防止対策に努める。
- ・ 大量の雪を資源としてとらえた利雪対策を克雪対策と併せて行っていく。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
公共交通の整備と利用促進に関する満足度の割合の増加	%	26.0	34.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	都市計画道路整備 中央通り線 L=170m W=14.0m	市	
		岩崎二井田線ほか 道路修繕 L=5,350m W=5.0~8.0m	市	
		早坂稲庭線ほか 道路整備 L=757.9m W=5.5m	市	
		三梨神社線 道路整備 L=277m W=5.0m	市	
		下平城線 通学路整備 L=550m W=4.0m+歩道2.5m	市	
		南駅前通り線外 道路整備事業 (駅前複合施設整備関連)L=182m, W=11.5m	市	
		単独道路整備事業 (生活道路等道路改良)	市	
		環状3号線 道路改良工事 L=632m, W=9.0m	市	
		木山方新町線ほか 道路改良工事 L=800m, W=11.5m	市	
		表町倉内線 道路改良工事 L=1,150m, W=11.5m	市	
		嶽ノ下掬上線 道路改良工事 L=2,050m, W=8.0m	市	
		市道戸平明戸堤防線道路改良事業 L=200m, W=4.0m	市	
	橋りょう	新田京塚線ほか 橋梁修繕(京塚中橋ほか) N=28橋	市	
	その他	湯沢工業団地線ほか 防雪柵新設 L=3,330m	市	
		嶽ノ下掬上線ほか 消融雪施設更新 N=13箇所	市	
		湯尻沢線ほか 災害防除落石防止 N=4路線	市	
		横川町後線ほか 道路照明灯更新 N=13基	市	
	(2) 農道			
	(3) 林道			
	(4) 漁港関連道			
	(5) 鉄道施設等			
	鉄道施設			
	鉄道車両			
	軌道施設			
	軌道車両			
	その他			
	(6) 自動車等			
	自動車			
	雪上車			
	(7) 渡船施設			
	渡船			
	係留施設			
	(8) 道路整備機械等	除雪機械更新事業	市	
		除雪車格納庫整備事業	市	
		皆瀬除雪車庫改修工事	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通			
	交通施設維持	市内全域 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検・修繕計画策定(見直し)(ソフト) ①事業の必要性 老朽化が進む橋梁の定期点検に基づき、予防保全を計画的に実施することにより、既存ストックの有効活用と長期にわたる安全安心な交通確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 定期点検により修繕計画を策定し、予防保全を実施する。 ③事業効果 既存ストックの長寿命化が図られ、交通を確保することにより利便性が向上するとともに、交流人口と物流が増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		道路施設個別修繕計画及び道路長寿命化事業(ソフト) ①事業の必要性 住民の日常生活交通経路である道路について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な点検及び維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 路面性状調査を行い、その維持補修計画を策定するとともに、計画的に維持・補修を行う。 ③事業効果 住民の日常生活の移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
		市道馬場・小町線消雪水源調査事業(ソフト) ①事業の必要性 住民の日常生活交通経路である道路について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、降雪時も安心して交通できる環境の維持が必要である。 ②具体の事業内容 市道馬場・小町線の消雪設備に活用するための水源を調査する。 ③事業効果 降雪時も住民の日常生活の移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	
	その他			
	基金積立			
	(10) その他	コミュニティバス、乗合タクシー運行事業(ソフト)	市	
		バス路線運行維持事業(ソフト)	交通事業者	補助金
		地域公共交通活性化・交通空白解消事業(ハード・ソフト)	交通事業者	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【道路】

- 日常的な道路パトロールや定期的な点検・診断を実施し、情報の蓄積を図る。
- 点検・診断を基に、軽微な補修は随時行うこととし、規模の大きな補修・更新は緊急性等を見極めた上で、各種長寿命化計画等を策定し、計画的に実施する。
- 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全を確保できない場合には、速やかに通行止め・通行規制等の措置を講じる。
- 年次計画を策定し、重大な損傷となる前に予防的な修繕を行うことで、健全な状態を維持しながら長寿命化を図る。

【橋りょう】

- 法令等を順守しながら、定期的な点検・診断や日常的なパトロール等を適切に行う。
- 損傷状況や構造形式、健全度等の評価結果に基づき作成した「湯沢市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的に対策を講じる。
- 点検・診断等により危険度が高いと判断される場合や、損傷が著しく安全が確保できない場合には、速やかに通行止め・通行規制等の措置を講じる。
- 損傷が著しく安全が確保できない橋りょうについては、周辺環境の変化を見据え、利用状況や費用対効果、代替方法の有無を含めて今後の在り方を総合的に検討する。

公共施設等総合管理計画においては、上記の基本方針に基づき計画推進のための各種実施方針を定めている。

本計画においても、公共施設等総合管理計画に基づき、市民生活に直結したインフラ整備の重要性を踏まえ、施設ごとに健全度、緊急性、社会的影響などを総合的に勘案のうえ優先順位を付し、財政状況を踏まえて計画的に整備を行うこととする。

また、道路、橋りょうの施設類型については過疎対策の重要施策として取り組んできたことから一定の成果がみられるが、豪雪地帯であるため、一層の改良促進が必要である。

少数世帯が点在する地域が多く、また、高齢化社会における生活道路の果たす役割は極めて重要であり、今後も早急な改良整備に取り組む必要がある。

6 生活環境の整備

〔上下水道の整備〕

水道水の安定的な供給及び、適切な汚水処理が図られるよう、将来予測を踏まえた最適な整備手法を選択していくとともに、施設や管路の適正な維持管理と保守に努める。

さらに、老朽化施設等の改築更新については、防災・減災対策を踏まえた改築更新により、上下水道管路の一体的な対策を計画的かつ集中的に推進する。

〔生活環境の保全〕

循環型社会の形成に向けゴミの減量化に努めるとともに、再資源化を推進し、地域における３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）を促進する。

また、特定空き家の解体撤去費を支援し、空き家等の所有者等へ管理責任の周知を図ることにより、周辺環境の悪化防止と住民の安全・安心を確保する。

〔消防施設・防災体制の整備〕

地域防災計画に基づく災害予防施策の計画的な推進及び計画の継続的な見直しにより、実効性の高い計画とするため、災害の予防、災害時の応急対策の推進、消防力の強化、消防関連施設や設備の整備を進めるとともに、土砂災害や水害の危険性の高い箇所の対策を促進する。

また、各種防災訓練の実施などを通じ、地域住民及び関係機関と相互に連携しながら、総合的な防災体制の確立に努める。

〔住宅施設・居住環境の整備〕

優良な宅地造成と、長く快適に暮らすことのできる優良な住宅の普及を推進するとともに、安全で住みよい住環境の整備を図る。

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道は市民生活及び社会経済活動に欠かすことができない重要なライフラインであり、安心・安全な水道水を安定して供給し続けることが求められる施設である。

水道施設の整備にあたっては、湯沢市水道ビジョン等に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、未普及地域の解消に努めてきた。

しかし、耐用年数を経過した老朽化施設が増加し、計画的な改築更新と長寿命化対策にかかる費用確保が大きな課題となっている。

今後は、施設や管路の適正な維持管理と保守を行いつつ、将来予測を踏まえた効率的

かつ効果的な施設整備と、それに伴う有収率の向上による料金収入の確保等により、持続可能で安定した事業経営を確立する必要がある。

イ 下水処理施設

下水道は、河川などの公共用水域の水質を保全するとともに、衛生的で快適な生活環境を確保するために欠くことのできない施設である。

下水処理施設の整備にあたっては、湯沢市生活排水処理整備構想に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、未普及地域の解消に努めてきた。

しかし、耐用年数を経過した老朽化施設が増加し、計画的な改築更新と長寿命化対策にかかる費用確保が大きな課題となっている。

今後は、施設や管路の適正な維持管理と保守を行いつつ、将来予測を踏まえた効率的かつ効果的な施設整備と水洗化率の向上による使用料収入の確保などにより、持続可能で安定した事業経営を確立する必要がある。

ウ 生活環境の保全

地域の貴重な財産である豊かな自然環境の保全、環境に優しい循環型社会の形成に向けた取組は着実に進展している。ゴミ減量や分別収集による資源化の取組を進めてきたことにより、ゴミの分別処理は定着している。また、人口の減少等により排出量も減少傾向にあるが、河川や山林への不法投棄がいまだに散見されている状況であり、環境衛生を向上させるため、きれいなまちづくりを進めるとともに、不法投棄対策を行う必要がある。

廃棄物処理施設の計画的更新と既存施設の延命化等については、市民生活に直結したインフラ整備であることの重要性を踏まえ、施設ごとに健全度、緊急性、社会的影響などを総合的に勘案のうえ優先順位を付し、財政状況を踏まえて湯沢雄勝広域市町村圏組合において計画的に整備を行う必要がある。

人口減少等の社会的要因により、今後も空き家等が増加するものと推測されることから、所有者等への管理責務の周知を図り、所有者等による特定空き家の除却を推進するとともに、利活用を促進するための庁内及び関係機関と連携した体制づくりが必要である。また、活用が見込まれなくなった公共施設やインフラ等についても崩壊等の危険防止の観点から、計画的に除却・撤去を進める必要がある。

エ 消防施設・防災体制

消防・防災については、大規模複雑化する各種災害に対応するため、消防・防災に関する組織、施設及び装備の充実や、災害の予防、応急対策、避難場所の確保及び災害時の応急対策の円滑な実施のための平素からの準備が求められている。

消防体制の整備については、常備消防の体制強化は図られつつあるが、災害時におい

て地域に密着し、初期対応にあたる消防団の体制については十分とはいえず、少子高齢化に伴い団員の確保が難しくなっているため、組織・機構の改編及び装備品等の充実により、常備消防と消防団のバランスがとれた消防力の充実・強化につなげていく必要がある。

また、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の育成・強化に努め、地域防災活動を推進する必要がある。

オ 住宅施設・居住環境

人口の減少、少子高齢化の進展により空き家の増加や市街地の低密度化が危惧されるとともに、市営住宅の老朽化が懸念される。

また、多様なライフステージに応じた暮らしやすい環境整備、冬期間の生活の負担軽減や有事の際の安全性の向上につながる住環境整備への支援が求められている。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・ 施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理により、施設の長寿命化を図るとともに、改築更新等にかかる費用を平準化し、中長期的な視点で施設の更新に努める。
- ・ 隣接している水道施設については、費用対効果を検証し施設の統廃合を検討する。
- ・ 持続可能で安定した事業経営を図るため、人口減少に伴う料金収入の減少や物価上昇などの社会経済情勢の動向、施設の老朽化による維持管理費の増加などの費用対効果を検証し、改築更新を検討する際は、耐震化やダウンサイジングなどを検討する。
- ・ 管路の適正な維持管理と保守を行い、有収率の向上を図る。
- ・ 水道事業の持続可能性を確保するため、新しい官民連携手法であるウォーターP P Pの導入を検討する。

イ 下水処理施設

- ・ 施設の損傷・劣化等を把握し、適正な維持管理により、施設の長寿命化を図るとともに、改築更新等にかかる費用を平準化し、中長期的な視点で施設の更新に努める。
- ・ 秋田県が進める広域化・共同化の取組に参画する。
- ・ 持続可能で安定した事業経営を図るため、人口減少に伴う使用料収入の減少や物価上昇などの社会経済情勢の動向、施設の老朽化による維持管理費の増加などの費用対効果を検証し、改築更新を検討する際は、耐震化やダウンサイジングなどを検討する。
- ・ 合併処理浄化槽設置の助成を行い、水洗化率の向上を図る。
- ・ 下水道事業の持続可能性を確保するため、新しい官民連携手法であるウォーター

PPPの導入を検討する。

ウ 生活環境の保全

- ・ ゴミの減量化とリサイクルを積極的に推進し、環境保全に努める。
- ・ ゴミ集積場の整備を支援する。
- ・ 資源ゴミの回収を実施する市民団体等を支援する。
- ・ 用途廃止し、崩壊等の危険がある公共施設やインフラ等を計画的に除却・撤去する。

エ 消防施設・防災体制

- ・ あらゆる災害を想定した防災基盤の強化のため、災害などのリスクに対応する「業務継続計画」の策定や各種マニュアル、災害時の情報伝達手段や避難所施設の整備を推進する。
- ・ 民間業者との災害協定を推進し、市の災害対策体制を補完するとともに、備蓄品の確保及び備蓄倉庫等の整備に努める。また、自主防災組織の活動を支援する。
- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団の装備改善及び組織改革等により、近代的な消防体制を構築する。
- ・ 高規格救急自動車等の整備拡充の他、ポンプ自動車等の更新整備を行い、救急・救助及び火災時の体制の強化を図る。
- ・ 施設の損傷、劣化等を把握し、的確に維持管理することで施設の長寿命化を図る。

オ 住宅施設・居住環境

- ・ 現在の機能配置を基本としながら、都市機能が集積する各地域の拠点を中心としたコンパクトなまちづくりを推進する。
- ・ 計画的な改修により市営住宅の長寿命化を図る。
- ・ 木造住宅の耐震性向上に対する支援を行う。
- ・ 空き家の有効活用を促進するとともに、除却に対する支援を行う。
- ・ 雪に強い住まいづくりに対する支援を行う。
- ・ 公園・緑地の適切な維持管理と環境の向上に努める。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
下水道処理施設普及率の向上	%	79.3	83.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設等整備工事 (老朽化施設更新等)	市	
		上下水道耐震化計画	市	
	簡易水道			
	その他	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業(ソフト)	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道(湯沢処理区)事業計画(ソフト)	市	
		特定環境保全公共下水道(稲川処理区、院内処理区、小安処理区、 皆瀬・大谷処理区)事業計画(ソフト)	市	
		下水道ストックマネジメント計画(施設)	市	
		下水道ストックマネジメント計画(管路)	市	
		下水道耐水化計画	市	
		上下水道地震対策計画	市	
		秋田県南地区広域汚泥資源化事業(ソフト)	県	負担金
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業(ソフト)	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水施設インフラ長寿命化計画(行動計画)に基づく事業	市	
		農業集落排水施設(山田東部処理区)インフラ長寿命化計画(行動 計画)に基づく事業	市	
	地域し尿処理施設			
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業(浄化槽設置者に対する助成)	民間	補助金
		効率的汚水処理施設整備に関する検討(ソフト)	市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	クリーンセンター・ホイールローダー更新事業	広域市町村圏 組合	負担金
	し尿処理施設	清掃センター延命化事業	広域市町村圏 組合	負担金
	その他			
	(4) 火葬場	湯沢火葬場整備事業	広域市町村圏 組合	負担金
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	市	
		消防施設整備事業	広域市町村圏 組合	負担金
	(6) 公営住宅			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
	環境			
		秋ノ宮・鬼首峠線 道路付属施設撤去事業(ソフト) ①事業の必要性 秋ノ宮・鬼首峠線は道路陥没やのり面崩落箇所が多数あり、付属施設についても点検において判定Ⅲ(早期に措置を講ずるべき状態)とされていたが、道路機能を国道108号へ転換したことから、撤去を行う。 ②事業の内容 ・道路付属施設撤去工事 ③事業の効果 適正な道路施設管理及び道路利用者への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	
		旧皆瀬診療所解体事業(ソフト) ①事業の必要性 旧皆瀬診療所は老朽化しており、危険防止のため解体・撤去する事業の支援を行う。 ②具体的事業内容 ・施設撤去工事 ③事業効果 崩壊等による近隣住民への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	
	防災・防犯			
	その他			
	基金積立	公共施設解体事業(基金積立) ①事業の必要性 老朽化等により使用されていない公共施設について、住民が安心して生活できる環境を確保するために計画的に解体撤去する必要がある。 ②具体的事業内容 公共施設解体基金を創設し、計画的な運用を図ることで老朽化等の理由により使用されていない公共施設の解体撤去の財源を確保する。基金は必要に応じて処分し、公共施設の解体撤去事業に充てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設を計画的に解体撤去することにより、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	
	(8) その他	ごみ処理対策事業	市	
		環境美化対策事業	市	
		交通安全施設の整備 カーブミラー等	市	
		都市計画マスタープラン立地適正化計画の見直し	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画におけるインフラ資産に関する基本方針

【水道】

- 施設パトロールなど日常点検の強化を図るとともに、漏水調査を始めとした各種点検を実施することで、修繕等に必要な情報を蓄積する。
- 「湯沢市水道ビジョン」や「湯沢市水道事業経営戦略」を踏まえ、適切な維持管理・更新等を計画的に実施し、ランニングコストの縮減を図る。
- 日常的な安全確保対策はもとより、地震や洪水などの災害発生時に速やかな対策を講じられるよう体制整備を行う。
- 耐震性や機能性に優れた管種を選定するとともに、年次計画の策定により予防保全型の長寿命化対策を進めることで、経費の平準化とランニングコストの縮減を図る。
- 給水人口の減少が加速する中で、上水道・簡易水道・小規模水道の再編など、広く水道事業の在り方を検討する。

【下水道】

- 「下水道維持管理指針」に基づき、適切な点検・診断等を実施することで修繕等に必要情報を蓄積するとともに、適切な維持管理・更新等を計画的に実施し、ランニングコストの縮減を図る。
- 「湯沢市下水道事業業務継続計画」を踏まえ、災害や事故が発生した際に速やかな対策を講じるため、関係団体や県内自治体との協定締結など必要な体制整備を進める。
- 下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理・改築を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し、同計画に基づいた点検・調査・改築を実施する。
- 「生活排水処理整備構想」や「湯沢市下水道事業経営戦略」を踏まえ、未整備区域における個別処理への切替えや施設の再編・統合など、資源の合理化を進めることで、経営の健全性を高める。

【消防施設】

- 市民の生命・財産を守る消防施設は、基本的に継続するが、消防団を取り巻く環境の変化を考慮し、消防団体制（組織体制）計画及び小型ポンプ積載車・格納庫配備計画に基づき、組織改編、施設の建替・修繕を進める。

【公営住宅】

- 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する所得の低い市民に対して低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能を継続する。
- 市内の民間賃貸住宅の空き状況や、国における民間ストックの活用指針を踏まえ、湯沢市住生活基本計画（第2期計画）に基づき、市としての公営住宅の管理戸数を示し、

公と民の役割を明確にした上で、老朽化した住宅は用途廃止の検討を進める一方、民間ストックを活用した市営住宅のあり方について検討する。

- 管理運営について、当面は現行どおり市の直営で行うが、将来的には、民間活力の活用を図り、効率的な手法を検討する。

公共施設等総合管理計画においては上記基本方針に基づき計画推進のための各種実施方針を定めている。

本計画においても、公共施設総合管理計画に基づき、市民生活に直結したインフラ整備の重要性を踏まえ、施設ごとに健全度、緊急性、社会的影響などを総合的に勘案のうえ優先順位を付し、財政状況を踏まえて計画的に整備を行うこととする。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

地域住民や地域の多様な主体が参画し、「人と人」、「人とモノ」そして「思い」が世代や分野を超えて支えあいつながっていくことで、住民一人ひとりの「暮らしと生きがい」や「地域」を共にづくり、誰もが地域で生き生きと暮らせる共生社会を目指す。

高齢者の社会参加促進、子育て支援・少子化対策、また、障がいのある人が自立した生活ができるように福祉の向上を図る。

〔社会福祉の充実〕

支援を必要とする人を社会全体で支える体制の構築を目指し、ボランティア団体の活動、社会福祉法人などの地域貢献を活用し、地域生活課題を解決する取組やコミュニティ活動の活性化を図る。また、複合的な課題を抱える人に対し、関係機関が連携して課題解決に向けた包括的支援を提供する。

〔高齢者福祉の充実〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を当地域の実情に応じて構築していく。

そのためにも安心して在宅生活が継続できる地域社会、福祉サービスの体制づくりを「湯沢市高齢者福祉計画」及び「湯沢市第9期介護保険事業計画」のもと推進していく。

高齢者を地域で支え合う福祉サービスの充実や高齢者の活動機会の提唱に努め、高齢者が元気に活躍できる環境づくりを推進する。

また、高齢化の進展に伴い、ますますその役割が大きくなる地域包括支援センターについては、複数配置による機能強化を図るとともに、地域や関係機関とのさらなる連携強化に努める。

〔障がい者福祉の充実〕

障がい者が地域で社会生活を営めるようグループホームなどの施設を、計画的に整備する。

また、自立した生活を送ることができるよう、雇用の場の確保や障がい者福祉施策を充実させ、生活支援を推進する。

障がい児においては、成長に応じた一貫した療育サービスを受けられるよう障がい児支援サービスの充実を図る。

〔子ども・子育て環境の充実〕

教育・保育施設を計画的に整備する。また保護者の様々なニーズに対応した保育サービスを充実させるとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援体制の更なる充実のほか、母子健康手帳アプリの活用による予防接種体制の提供等により、誰もが安心・安全に子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

〔少子高齢化に対応したまちづくり〕

子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するほか、就業機会の拡大や雇用創出への支援などにより、人口減少を食い止め、地域の活性化につなげる。

結婚や子育てに夢が持てる地域社会の実現に向け、結婚・出産・子育てをまるごと祝福・支援するまちづくりを進める。男性の育児参加を促進し、多様な主体の参加による子育て環境づくりなど、地域の子育てサポート体制の充実を図る。

高齢化が進むなか、高齢者が元気で生きがいを持ち、社会活動に参加し、健康な生活を送ることができるよう環境の整備を進める。

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

本市では、若年層の人口減少によって65歳以上の高齢者が占める割合は年々増加を続け、平成17年の高齢化率28.99%が、令和7年3月末現在で43.31%まで上昇し、5人に2人超が高齢者となっている。

高齢化や核家族化が進行する社会状況の中、多くの高齢者は、住み慣れた地域で暮らすことを望んでいる。

このため、介護保険制度を円滑に運営するほか、在宅介護サービスの充実や認知症施策など、多様な福祉サービスの提供及び人材の確保・資質の向上とともに介護関連施設の整備が求められている。

住民が共に支え合う社会づくりを促進するとともに、社会の活力を維持していくため、高齢者の生きがいづくりや働く意欲を持つ高齢者への就労機会の提供など、社会参加促進の施策が必要とされている。

イ 障がい者福祉

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように障がい者のニーズに対応した多様なサービスの提供が必要とされている。

ウ 子ども・子育て環境への支援

核家族化や就労形態の多様化により、乳児から小学生まで、切れ目のない子育て支援への需要が高まっている。子育てしやすい環境を整えるため、産後の母親の心身のケア

や、育児のサポート等子育てに関する心配事や不安に対する包括的な支援、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実、子育て家庭の経済的負担の軽減など、子育てサポート体制の拡充が求められている。

エ 生活困窮者への支援

生活に困窮し、最低限の生活を維持することができない場合、生活保護制度により支援を行っているが、社会環境の変化により、地域社会との関係性が希薄化し、本来必要とするサービスに自ら繋ぐことができないケースが増えている。

生活保護に至る前に生活困窮者を早期に発見し、包括的な支援を行うとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に至ることのないよう、既存システムの活用と新たな仕組みづくりが求められている。

オ 少子高齢化に対応したまちづくり

若者の県外流出、価値観の多様化、晩婚化等により、年々出生率が低下し、少子化対策は喫緊の課題となっている。少子化は、高齢化率の上昇に拍車をかけるとともに、地域の産業・経済に影響を与え、地域活力を低下させる。

出産や子育てに夢を持てるような地域社会の形成と育児負担の軽減や子育てと仕事の両立支援の取組が求められている。

また、若者や高齢者をはじめ、すべての人が生きがいをもって働き、安心して暮らし、住み続けられるようにするため、就業機会の拡大や雇用創出への支援、定住化の推進が必要である。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ・ 高齢者組織の活動や高齢者交流活動の促進などにより、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する。
- ・ 各種保健福祉サービスの提供、介護保険の充実など、高齢者の介護予防と健康づくりを支援する。
- ・ 医療と介護連携及び生活支援サービスの充実を図り、在宅生活を支援する。
- ・ 認知症予防から、早期発見・ケア・家族支援まで一貫した取組を進め、統合的な認知症対策の充実を図る。
- ・ 多職種、多機関とのネットワーク構築を図り、身近な地域での見守り支援、支え合いの仕組みづくりを推進する。

イ 障がい者福祉

- ・ 障がい者が自立して生活できるよう、企業に対し、障がい者就労の理解促進を図り

就労の場の確保に努める。

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の計画的な整備を図るとともに、安定した障害福祉サービスの提供に努める。
- ・ 教育・文化・芸術活動、スポーツ活動への機会を提供し、障がい者の社会参加を支援する。

ウ 子ども・子育て環境対策

- ・ ひとり親家庭に対し、経済援助や相談援助を充実し、自立・安定した生活ができるよう支援する。
- ・ 働き方の多様化による保護者の保育ニーズに対応した、各種保育サービスを提供する。
- ・ 子育て支援センターでの子育て支援など、子育て環境の充実を図り、子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進する。
- ・ 教育・保育施設の計画的な整備を実施するとともに、新たな教育・保育需要に対応し、子育て環境の機能充実を図る。
- ・ 関係機関と連携をとりながら、保護者の育児不安解消のための相談支援や児童への虐待防止を図る。
- ・ 子どもの医療費助成、保育料や副食費の助成、妊婦のための支援給付などにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。

エ 生活困窮者対策

- ・ 生活困窮者の自立促進のための各種支援を実施する。
- ・ 関係機関との連携により、多様な支援を実施する。
- ・ 地域の特徴を生かした新たな社会資源の創設を図り、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進める。

オ 少子高齢化に対応したまちづくり

- ・ ライフステージに合わせた若者の交流や、就学、就職、キャリア教育等、より身近な支援の充実を図る。
- ・ 市民、企業、地域及び行政が一体となってライフイベントを開催し、「子育てにやさしいまち」としてイメージアップを図る。
- ・ 若者や事業者等が、出会い、にぎわいを創出するために自ら企画・運営するイベント等を支援する。
- ・ 少子化脱却実現のため、子どもを産み育てる環境づくりを行い、不妊に悩む夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
「この地域で今後も子育てをしていきたい」と思う人の割合の増加	%	57.9	75.0
充実した長寿生活の実現に関する満足度の割合の維持	%	40.5	41.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所			
	児童館			
	障害児入所施設			
	(2) 認定こども園	おがちこども園改築事業	社会福祉法人	補助金
		若草学童クラブ改築事業	社会福祉法人	補助金
		双葉幼稚園改築及び解体事業	社会福祉法人	補助金
	(3) 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター			
	老人ホーム			
	老人福祉センター			
	その他			
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設			
	障害者支援施設	やまばと園設備改修事業	広域市町村圏組合	負担金
	地域活動支援センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター			
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	母子健康手帳・小児予防接種電子化事業(ソフト) ①事業の必要性 安心して子育てができる環境に向け、各種サービスを手軽に受けられる体制を構築する必要がある。 ②具体的な内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化し、利便性の向上を実現する。 ③事業効果 母子健康手帳・予防接種予診票の電子化により、安心して子育てができる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	災害時要援護者支援ネットワーク構築事業(ソフト) ①事業の必要性 高齢者や体の不自由な人等を災害から守るためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援を行うことが必要である。 ②具体の事業内容 「湯沢市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時、自分ひとりでは避難所まで避難できない方(以下、「災害時要援護者」という)と、その方の避難所までの移動を支援する方(真にやむを得ない場合を除き2名以上)を各町内会等(避難支援等関係者)で話し合いのうえ決める。 ③事業効果 災害時要援護者の情報を、災害が起きる前から地域で共有し、災害時の安否確認や避難支援をはじめ、普段の見守り活動や防災訓練などに役立てることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	健康づくり			
	その他	出産・子育て応援事業(ソフト) ①事業の必要性 国の「妊婦のための支援給付金」のほか、「あきた出産応援給付金」により、安心して妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 ②具体の事業内容 ・妊娠につき妊婦給付金5万円の支給 ・上記に加え、妊娠した胎児1人につき5万円を支給 ・胎児1人につきあきた出産応援給付金を上乗せ支給 ③事業効果 妊娠時や妊娠後期、出産後～子育て期にいたるまでの不安や悩みに寄り添った切れ目のない伴走型支援のほか、本給付金による経済的な支援により総合的な支援体制が確立されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		特定不妊治療・一般不妊治療・不育治療費助成金(ソフト) ①事業の必要性 現在、6組に1組の夫婦が不妊ともいわれており、こうした夫婦の中には、治療の費用や精神的な面で悩んでいる方々がたくさんいる。このような夫婦に対して、助成を行い、湯沢市少子化対策計画に基づき、不妊治療の経済的負担を軽減し、少子化対策を推進する。 ②具体の事業内容 少子化脱却実現のため、子どもを産み育てる環境づくりを行い、不妊に悩む夫婦の経済的、精神的な負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。 ・特定不妊治療費助成金 ・一般不妊治療費助成金 ・不育症治療費助成金 ③事業効果 治療費の一部助成を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り受診機会を拡大させることで少子化対策につながる事業であり、将来にわたり過疎地域の振興に資する事業である。	市民	補助金
	基金積立			
	(9) その他	高齢者はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業(ソフト)	市	
		高齢者等在宅総合生活支援事業(ソフト) 外出支援、軽度生活援助	市	
		高齢者等緊急通報システム事業	市	
		障がい者交通援護費(ソフト) ・人工透析通院(10円/km) ・障がい福祉サービス事業所等通所(10円/km)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：障害福祉施設】

- 皆瀬更生園は、障がい者の生活支援の場として今後も必要な機能である。
- 施設については、大規模改修を実施していることから、必要な修繕を行い継続使用する。
- 管理運営については、入所者の適正規模への転換と入所者の状態に応じた職員体制整備のための対策を講じた上で、民間への譲渡、若しくは、指定管理者制度による運営を検討・協議する。

本計画においても、子育て支援施設は必要不可欠な施設と捉え、他施設との複合化や民間施設の活用、他施設への機能移転等、公共施設等総合管理計画に沿った取組を進める。高齢者生活支援ハウスについては施設を譲渡したが、事業の実施は市の役割として継続して行う。

8 医療の確保

〔保健・医療の充実と健康づくり〕

市民が生涯にわたって健康に暮らせるよう各種健（検）診の充実を図るほか、保健・医療・健康増進施設を整備し、各医療機関との連携により、救急医療体制や地域医療体制の充実を図る。

(1) 現況と問題点

ア 保健・医療の充実

厚生連雄勝中央病院は、救急医療及び専門的な治療を行う医療機関として地域医療の中核を担う総合病院と位置付けられている。また、市内の医療施設は、病院2施設、一般診療所33施設（診療許可含む）、歯科診療所が20施設となっており、市内の個別医療機関と歯科診療所における約8割は、旧湯沢市内に存在している。

市民が等しく利用できる医療機関が身近に配置されていることが地域医療の望ましい姿であり、皆瀬地域には市立診療所が設置され、その役割を担っているが、集落が点在していることもあって、地域間の格差が大きい状況にあり、診療所へ送迎バスを運行している。また、令和5年9月に新皆瀬庁舎に併設移転したことにより、地域住民の利便性の向上が図られた。

今後、高度医療機器を活用し、なお一層湯沢市東部地域における地域医療の格差是正を推進していく必要がある。また、地域医療の充実と医師不足問題への対応として、医師の養成と確保のための対策及び、湯沢市雄勝郡医師会の協力が必要不可欠となっている。

イ 無医地区対策

無医地区の定義は、医療機関の無い地域で、当該地区の中心的地方を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区とされており、本市では宇留院内地区が無医地区とされていたが、平成24年実施の無医地区等調査において、道路整備がされたことにより無医地区の定義が外れ、本市に無医地区は無くなった。

今後、医師不足などによる医療機関の減少が懸念されており、また、この定義以外の地域でも医療機関の無い地区が点在していることから、市民が生涯にわたって健康に暮らせるよう地域医療体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア 保健・医療の充実

- ・ 市立診療所施設の新築・複合化により、地域医療体制の整備を促進する。
- ・ 皆瀬診療所の電子カルテシステムが令和元年度の整備から5年経過しハード機器が老朽化していること、また、OSのメーカーサポートに同システム対応できないことから、安全安心な診療業務遂行のため、同システムを更新する。
- ・ 交通不便な地域住民のための通院送迎バスを運行する。
- ・ 保健・医療・福祉の総合情報ネットワークの構築など地域住民に対する保健活動の強化に努める。
- ・ 医師研修資金貸与条例に基づき、市内の公的医療機関に継続的に勤務する研修医等に対し研修資金を貸し付ける。
- ・ 地域住民の医療の確保、緊急医療の確保のため、市内に開設されている中核病院の救急医療体制の円滑な運営を支援する。
- ・ 勤務医の長期安定雇用につなげ、地域の医師不足を防ぐため、湯沢市雄勝郡医師会が、中核病院である雄勝中央病院の夜間救急医療へ医師を派遣することに支援する。
- ・ 遠隔診療など、ICTの活用により、受診環境の地域格差の解消に努める。

イ 無医地区対策

- ・ 現在、本市に無医地区は存在しないが、医療機関のない地区は点在している。新たな無医地区が発生した場合は、医療機関へのアクセス整備や患者輸送車の整備など、地域医療体制の整備に努める。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
地域医療体制の確立と経済的負担軽減に関する満足度の割合の増加	%	39.1	42.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院			
	診療所	皆瀬診療所施設整備事業	市	
		皆瀬診療所電子カルテシステム更新事業	市	
	患者輸送車(艇)			
	その他	公的医療施設医療機器整備補助金交付事業	厚生農業協同組合連合会	補助金
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車(船)			
	その他			
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院	医師研修資金貸与事業(ソフト) ①事業の必要性 地域医療の充実と必要な医師の養成及び確保のため。 ②具体の事業内容 市内の公的医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対し研修に要する資金を貸与する。 ③事業効果 一定期間以上地域医療に従事する者には、資金償還の猶予若しくは免除制度が設けられており、長期間に渡り医師の確保が期待でき、住民が安心して医療を受ける事ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	その他			
	基金積立			
	(4) その他	救急医療対策運営費補助金交付事業(ソフト)	医療機関	補助金
		中核病院機能確保補助金(ソフト)	医療機関	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：保健・医療施設】

- 皆瀬診療所は、無医地区の地域医療を確保するための拠点として、皆瀬庁舎内に併設移転し、機能を継続する。
- 医師住宅は、医師確保のため、継続使用する。

皆瀬地区にある公立の診療所は、皆瀬総合支所、生涯学習センター、診療所機能等を合わせ持つ複合施設建設として新規整備しており、旧施設において老朽化により懸念されていた安全性を確保し、機能を継続していく。

また、医師住宅は上記診療所医師の継続確保のためにも必要であることから、継続使用していく。

9 教育の振興

〔学校教育の振興〕

創意工夫を生かした特色ある教育の推進のため、学校と保護者、地域住民が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールを通して、「地域とともにある学校づくり」を目指す。

学習指導については、個に応じたきめ細やかな指導をはじめ、小中の接続を意識した外国語教育の充実を図るほか、小中連携教育による9年間を見通した教育の推進、学習指導体制の充実や教育指導体制の推進に加え、心の教育相談員の配置やスクールカウンセラーの活用等による教育相談活動の充実を目指す。

キャリア教育に係る体験的な教育の推進や地域の特色を生かしたふるさと教育の推進、食育の推進、体力の向上に関する指導の充実により、心豊かでたくましく生きる児童生徒の育成を目指す。

〔教育環境の整備〕

学校校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール等の既存建物については、適切な維持管理を行い施設の長寿命化を図る。

安全で安心な学校給食を提供するとともに、安定的な給食センター運営を図る。

将来の児童生徒数の推移等を総合的に勘案し、学校規模の適正化を図るため小中学校の統廃合や整備を行う。

〔修学支援〕

高等教育機関等への修学の支援として、奨学金制度を推進し、地域が一体となった人材育成を図る。

〔生涯学習の振興〕

それぞれの年代やライフスタイルに応じて、主体的に学ぶことができる機会を充実させるため、生涯学習推進体制と学習環境や学習活動支援体制の整備・充実を図るとともに各種講習、講座等の開催や生涯学習活動団体、ボランティア活動への支援を行う。

読書活動の普及促進のほか、生涯学習活動の重要性、市民の学習ニーズの高まりに応えるため、広範な情報を提供し自主的な学習を支援する施設として図書館活動の推進を図る。

地域住民の自発的な学習活動を奨励し、親しみやすい施設となるよう、集会施設、体育施設、公民館や図書館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設の整備・運営を行う。

〔スポーツの振興〕

市民の誰もが、体力や年齢、興味、目的等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。また、スポーツ関係団体との連携を取りながら、子どものスポーツ運動能力向上や、競技スポーツの充実を図る。

障がいの有無に関わらず参加できるスポーツイベントや教室等を開催及び支援し、互いの理解と認識を深めることで、共生社会の実現を目指す。

スポーツ施設の長寿命化や利便性向上等、より安全、安心、快適な施設づくりに向けた総合的かつ計画的な施設の修繕や改修、機能向上に取り組むとともに、市民ニーズに応える設備の充実など、環境整備を進めることで利用促進を図る。

(1) 現況と問題点

ア 生涯学習

高度な情報化社会の中、新しいメディアの普及により個人のニーズに合わせた多様な生涯学習機会が得られるようになるとともに、個々の生活の充実や多様な体験等を求める新たな価値観が社会に浸透したことで、より自身のニーズにあった生涯学習に取り組みたいという市民の欲求が高まっている。

それに応える学習内容や情報の提供を行うことができる体制の整備、生涯学習施設や設備の充実が必要となっている。

本市の社会教育施設は、公民館4施設、図書館2施設、文化会館2施設が設置されており、各種の生涯学習教室・講座を開設し、多くの市民が余暇を利用して学習に参加するなど、楽しみながら自己を高められるように努めている。

また、子どもの放課後等の安全な活動場所を確保し、青少年の非行などの問題の解決を図るため、学校、家庭、地域が連携し、次代を担う青少年の健全育成を目指した活動の推進が求められている。

イ 学校教育

学校教育においては、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きる力」、「社会性や集団性」を身に付けさせるため、個に応じたきめ細やかな学習指導体制の充実や体験的な学習など創意工夫を生かした特色のある教育を推進していく必要がある。

学校教育施設は、少子化による児童の減少により学校規模の適正化を図るため、平成27年4月に、小野小学校、横堀小学校、院内小学校及び秋ノ宮小学校の4小学校が雄勝小学校として統合、須川中学校が湯沢南中学校へ統合した。また、令和3年4月には、三関小学校、須川小学校が湯沢西小学校へ統合した。令和4年4月には、稲庭小学校、三梨小学校、川連小学校及び駒形小学校の4小学校を統合し、稲川小学校を新設した。

令和7年度現在における本市の学校教育施設は小学校6校、中学校6校（※山田中学

校が令和8年3月31日閉校予定)である。

老朽化の著しい校舎については、良好な教育環境の確保のための計画的な補修等が必要である。

学校統廃合により、遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の通学に対する負担も大きいことから、通学への支援が必要となっている。

ウ 修学支援

本市には県立の高等学校が3校(※湯沢翔北高等学校雄勝校を含む)設置されている。

平成23年度に湯沢北高校と湯沢商工高校が統合して開校した湯沢翔北高校では、従来の学科に加えて平成24年度に介護福祉科と生産技術科の二つの専攻科を設置し、介護とものづくりに関する高度な資格と技能を身につけ、即戦力として地域社会で活躍できる専門家の養成が行われており、地域社会に即応できる人材が輩出されることが期待される。

高等教育の充実に関しては、奨学金の貸付け等を実施している。

エ スポーツ

スポーツへの関心やスポーツを行う動機付け、習慣化への取組など日常的かつ気軽にスポーツに親しむ機会、年齢による生活の変化に合わせた習慣的なスポーツ活動の実践などが必要となっている。

いつでも気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現できる環境の充実が求められている。

(2) その対策

ア 生涯学習

- ・ 社会教育中期計画を策定し、生涯学習推進体制の整備充実を図る。
- ・ 地域学校協働活動により、学校・家庭・地域を取り巻くネットワークの強化を図る。
- ・ 生涯学習施設、設備の充実を図り、生涯学習環境の整備を進める。
- ・ 生涯各期における学習、生涯学習団体の活動、生涯学習行事・イベント開催等へ支援を行うとともに、生涯学習ボランティアの育成と活用、地域力を生かした生涯学習の推進等を図る。
- ・ 読書活動の普及推進、蔵書の充実、図書館情報システムの充実と施設整備を行い、図書館相互の利活用を図る。
- ・ 市ホームページからの図書館蔵書検索及び貸出予約を可能にするなど、利便性の向上を図る。
- ・ 青少年体験活動及び家庭教育の推進、青少年育成関係団体の活動支援を図り、青

少年の健全育成を目指す。

イ 学校教育

- ・ 学習指導体制の充実とともに教育研究体制の推進、小中連携教育を推進し、特色ある学校づくりへの支援を行う。
- ・ 外国語教育の充実を図るとともに、国際理解の推進に努める。
- ・ 職場体験、職場見学等によるキャリア教育の推進と充実を図る。
- ・ 食に関する指導推進及び教育相談活動の充実、教育ボランティアの活用を図り、特色ある教育を推進する。
- ・ 小中学校施設の計画的修繕及び教育機器、学校給食センター施設の整備充実を図る。
- ・ 遠距離通学の負担軽減と地域格差の解消を図るため、スクールバスの運行や通学費助成等を実施する。
- ・ コミュニティ・スクールを通して、地域とともにある学校づくりを推進し、地域の教育力を活用するなど、学校教育環境の整備充実を図る。
- ・ 児童生徒の教育環境の改善の観点から、保護者・地域住民と丁寧な議論を行い、学校規模の適正化を推進する。
- ・ 地域ボランティアによる登下校時の児童の見守りやパトロールなど、安全な学校づくりに取り組む。

ウ 修学支援

- ・ 高等教育助成として実施している奨学金貸付制度は、人材育成の観点から継続実施し、修学機会の拡充支援を推進する。

エ スポーツ

- ・ 子どものスポーツ運動能力、競技スポーツ、生涯スポーツのそれぞれの場面におけるスポーツ環境の整備・充実を図る。
- ・ スポーツ施設の長寿命化や利便性向上等、より安全、安心、快適な施設づくりに向けて市民ニーズに応える設備の充実など、環境整備に取り組む。
- ・ スポーツのもつ多様な意義を広く市民に周知し、その価値の共有を図ることにより、参画人口と関心層の拡大に努める。
- ・ 市民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブ運営の活性化やスポーツ関係団体との更なる連携を図るとともに、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
学校教育の充実に関する満足度の割合の増加	%	34.0	36.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小学校エアコン整備事業	市	
		中学校エアコン整備事業	市	
		小中学校施設長寿命化事業	市	
	屋内運動場	小中学校施設長寿命化事業	市	
	屋外運動場			
	水泳プール			
	寄宿舎			
	教職員住宅			
	スクールバス・ポート	小学校スクールバス整備事業	市	
	給食施設			
	その他			
	(2) 幼稚園			
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館			
	集会施設	自治会館整備費補助事業(ソフト)	自治会・町内会	補助金
		地区センター整備事業	市	
		地区センター整備事業(稲川総合支所)	市	
		地区センター整備事業(雄勝総合支所)	市	
		湯沢生涯学習センター等跡地活用事業	市	
	体育施設	稲川屋内運動場改修事業	市	
		体育センター改修事業	市	
	図書館			
	その他			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	幼児教育			
	義務教育	小中学校スクールバス運行事業(ソフト) ①事業の必要性 児童生徒数の減少により統合した学校に、遠隔地から通学する児童生徒の安全な交通手段を確保し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な運行が必要である。 ②具体の事業内容 学校遠隔地の児童生徒の安全な通学を支援するため、スクールバスを運行する。 ③事業効果 児童生徒の安全な通学手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		外国語指導助手配置事業(ソフト) ①事業の必要性 小学校の指導要領の改訂に伴い3・4年生の外国語活動が加わるとともに、5・6年生の外国語が教科となり、外国語指導助手の役割がより重要になってきている。 ②具体の事業内容 外国語指導助手を湯沢市内の全学校へ配置している。 ③事業効果 外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、言語や文化についての理解を深めることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
		小学校外国語活動支援員配置事業(ソフト) ①事業の必要性 小学校の指導要領の改訂に伴い3・4年生の外国語活動が加わるとともに、5・6年生の外国語が教科となり、小学校外国語活動支援員の役割がより重要になってきている。 ②具体の事業内容 各小学校での外国語活動の授業の補助、指導案の作成に係る助言、教材作成等の補助を行う。 ③事業効果 指導案の英語への翻訳作業やALTとの連絡調整を行い、小学校外国語活動の充実を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	
	高等学校			
	生涯学習・スポーツ			
	その他			
	基金積立			
	(5) その他	児童生徒用パソコン更新事業	市	
		教職員用パソコン更新事業	市	
		青少年育成事業(ソフト)	市	
		日本語学習支援事業(ソフト)	市	
		生涯学習推進事業(ソフト)	市	
		放課後子ども教室推進事業(ソフト)	市	
		地域学校協働本部事業(ソフト)	市	
		地域未来塾事業(ソフト)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：文化施設】

- 市民の自主的な文化芸術活動の拠点として、また、文化情報の発信拠点として継続する。市民のニーズを捉えた、質の高い芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市内の文化団体等の育成及び発表・交流の場を提供するため、予防保全を含め計画的に改修し、長寿命化を図る。
- 施設の稼働状況や市主催の自主事業などの状況を踏まえ、施設の効果的かつ効率的な運営を図るため、民間活力を活用した管理運営方法について導入を進めるとともに、周辺自治体との広域化についても検討する。

また、受益者負担の適正化について、減額・免除規定の見直しを含め検討する。

- 歴史的建造物は、文化財保護法などの法令に基づき必要な補修を行い保存・活用する。

【施設類型：図書館】

- 市民の学習の場、情報収集の拠点として、また、地域課題の解決に必要な調査研究資料を提供し、地域・市民の学習活動を支援するため、図書館機能の充実強化を図る。
- 管理運営については、当面、市直営で行うが、湯沢図書館については、湯沢駅周辺複合施設への移転にあわせ、行政の役割を明確にしたうえで、指定管理者制度への移行を進める。雄勝図書館については、雄勝文化会館への指定管理者制度の導入にあわせ、民間活力の活用を含め、管理運営手法について検討する。

【施設類型：スポーツ施設】

- 市民の健康づくりや余暇・レクリエーション活動の場として、また、スポーツをはじめめるきっかけづくりや競技力向上を図るため、基本的に継続する。
- 全県、全市的なスポーツ大会等が開催可能な基幹体育館を設置するほか、各地域には地域住民のスポーツ活動の拠点として、地域体育館を設置する。他のスポーツ施設については、第4次湯沢市スポーツ推進計画（R3～R7）や、湯沢市スポーツ施設整備基本計画（H28～R7）、湯沢市スポーツ施設整備実施計画（R3～R7）に基づき、原則として、計画期間中は維持するが、スポーツ機能を有する他の施設（地区センター等）や、小中学校の地域開放施設の配置状況等を精査し、施設配置のあり方を検討する。
- 効果的かつ効率的な管理運営を行うため、費用対効果を検証し、地域力・民間活力の活用を検討するとともに、周辺自治体との連携（共同利用・共同運営・共同設置）を検討する。
- 施設の使用料は、受益者負担の適正化の観点から、減額・免除規定を含めて見直しを行う。

【施設類型：学校】

- 児童生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の

確保の観点から、学校再編計画（Ｒ１策定）に基づく適正規模、適正配置を推進する。

- 湯沢市公共施設保全計画及び「湯沢市学校施設の長寿命化計画」（Ｒ２策定）に基づき計画的な改修を行い、長寿命化を図る。
- 統合に伴い廃校舎となる施設は、令和５年に策定した「湯沢市公有財産の有効活用にあたっての基本方針」に基づき、公共利用や地域利用を確認したうえで、利活用の見込みがない場合は、売却・民間活用の可能性など、他の遊休施設を含めた利活用方針を策定し、サウンディング型市場調査等の手法を駆使して、総合的に活用策を検討する。
- 学校が地域コミュニティの拠点であるとの位置付けを踏まえ、教室の利用実態を精査し、学校経営に支障の無い範囲で、セキュリティ対策など必要な対策を講じて、周辺の地域利用施設との複合化を検討する。
- 管理委託業務の発注方式を見直し、効率的に運営する。
- 授業で使用しない中学校プールについては、危険防止の観点も含め、土地の有効活用を図るため計画的な解体を検討する。

【施設類型：集会施設（生涯学習センター）】

- 生涯学習センターは市民の学習活動や趣味・生きがいなどの活動拠点として、また、地域課題を解決するために必要な情報や知識を収集・学習する拠点として継続する。
- 地域自治組織が地域課題の解決に自主的に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を進めるなかで、地域の学習活動を支援するため、生涯学習センターのあり方について検討する。
- 管理運営について、当面、現行どおり市の直営管理とするが、地域経営の中核的な役割を担うことから、行政と市民等との役割を明確にしたうえで、地域力・市民力を活用した管理運営手法や市民等による講座等の企画・立案のあり方について検討する。
- 施設の使用料について、受益者負担の適正化の観点から、減額・免除規定の見直しを含め検討する。

【施設類型：集会施設（地区センター）】

- 各地区センターは、地域住民の主体的な活動拠点や地域課題解決の協議、実践の場、学習や趣味の場等として継続する。
なお、地域課題の解決に自主的に取り組むための支援の仕組みについて別途検討する。
- 管理運営については、地域経営における行政と地域との協働の観点から、施設は市が所有し、指定管理者制度の導入を進める。
また、施設使用料について、受益者負担の適正化の観点から、減額・免除規定の見直しを含め検討する。

【施設類型：子育て支援施設】

- 共働き世代が増加するなかで、子育て支援を一環として継続する。
施設の配置については、子どもたちの利便性や安全性を考慮し、学校校舎内への配置

（１小学校区・１児童クラブ）を原則とし、校舎内への配置が困難な場合は、学校敷地内若しくは、他の公共施設を活用して適正規模の施設配置を進める。

- 放課後児童支援員の安定確保の観点から、地域力・民間活力を活用した管理運営方法を進める。また、既に指定管理者制度の導入や民間委託を進めている施設については、業務仕様書における要求水準の内容を精査し、指定管理料等の適正な運用を図る。
- 利用料について、他自治体の状況を精査し、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を図る。

本市の学校教育施設は、少子化による児童の減少により学校規模の適正化を図るため、統合を進め、令和７年度現在における本市の学校教育施設は小学校６校、中学校６校である。

今後も公共施設再編計画における基本的な考え方により、学校の適正規模・適正配置等について検討を進めるほか、令和２年度に策定した「湯沢市学校施設の長寿命化計画」に基づく長寿命化事業を進めていく。

10 集落の整備

人口減少と高齢化の進行に伴い、コミュニティ機能の低下や、移動のための交通手段等の不足が深刻化していることから、日常生活における相互扶助や伝統文化の継承といった、集落活動の促進や集落の維持及び活性化のためのソフト事業への支援が必要となっている。

基礎集落単独での対応が難しい課題等については、複数集落のネットワーク化等の推進により集落同士の機能補完に向けた取組を支援する。

(1) 現況と問題点

ア 集落の維持

本市の社会生活圏は、大きく旧市町村単位で分類されるが、さらに各地域とも小学校区単位で集落が形成分布され、地域コミュニティを形成している。

就学や就業に起因する若者の転出や山間地集落から中心地域への移動などによる後継者、労働力不足が生産年齢人口の減少にさらに拍車をかけ、高齢化の進行に追い打ちをかけている。また、第一次産業から第二次産業、第三次産業への産業構造の変化が耕作地の荒廃や放棄地の拡大を助長している。

このままで推移すると、集落機能の維持すら危惧されと考えられるが、現状では集落移転等の再編整備を必要とするまでには至っていない。

また、集落機能を維持するために必要な会館や、自治活動や地域づくりの拠点となる各地区センターにおいては、活動を支える拠点として維持・保全していくことが必要であるが、老朽化した施設も多く、未利用公共施設の有効利用なども含めて機能維持を図る必要がある。

少子化による学校の統廃合により廃校となった小・中学校については、市での有効活用を推進し、また、人口減少により増加している空き家については、適正管理と共に、空き家バンク制度を導入し移住施策への活用を進めている。

イ 地域自治組織と共助組織の育成支援

平成21年度に市民と行政による参加・協働のまちづくりを推進するため、「参加・協働のまちづくり推進指針」を策定し、地域自治組織やNPOなどを通じて市民がこれまで以上に主体的にまちづくりに参画する環境の整備を図ってきた。

小学校区単位又は旧市町村単位の地域において、23の地区組織とそれぞれ5地域自治組織連絡協議会があり、それぞれの地域の特性を生かした参加・協働のまちづくりを行っている。

市職員が支援職員として各地区に入り、地域自治組織のまちづくり活動を支援し、住

民と行政が互いにパートナーシップを発揮する「参加・協働のまちづくり」を推進しているが、地域では解決できない課題が増えてきたことから、これまで以上に支援職員が地域に関わり、積極的に自治組織を支援していくことが求められている。

また、雪対策支援事業については、市内全域へ共助組織の活動が浸透するよう周知していくとともに、団体が継続して活動ができるよう支援する必要がある。

(2) その対策

- ・ 各地域に集落支援員を配置し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施する。
- ・ 首都圏からの移住希望者に対するきめ細かい支援を行い、移住の決断を後押しする。
- ・ 個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進め、地域の身近な課題を市民自らが解決するなど、市民の自発的・主体的なまちづくり活動を支援することで、市民と行政の協働のまちづくり体制の構築を図る。
- ・ 地域自治組織のあるべき姿を見据えた組織の強化と、地域マネジメント体制の推進等を目指すため「湯沢市地域行動プログラム」に基づき、市民と行政が一緒になって地域づくりに取り組む。
- ・ 地域コミュニティ活動や住民自治活動の拠点となる施設の整備と運営支援を図る。
- ・ 地域のまちづくりについて、相談・指導・調整を行える「まちづくりコーディネーター（兼コミュニティビジネス仕掛人）」を育成し、持続可能な地域づくりを進めるための手段の一つとして「地域コミュニティビジネス」への取組を推進する。
- ・ 雪対策事業に取り組む共助組織の活動を支援し、組織の自立を促すとともに、新たな団体の設立を支援する。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
集落支援員等の確保	人	19	31

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	地域自治組織交付金事業(ソフト) ①事業の必要性 集落の維持・活性化のため、住民の自発的主体的なまちづくりを支援する。 住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。 ②具体の事業内容 地域自治組織が自主的に行う安全な地域づくりのための防犯パトロールや環境美化運動等のまちづくり活動に対し補助金を交付。 ③事業効果 住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域自治組織	補助金
		地域活性化と地域の課題解決に向けた提案型補助金事業(ソフト) ①事業の必要性 地域の身近な課題を解決するため、住民主体の個性豊かな独自の発想で企画提案する活動を支援し、住民と行政との協働のまちづくり体制を構築する。 ②具体の事業内容 市民活動団体等が地域を支える人づくりや仕組みづくりの活動、地域活性化を図るイベントの企画開催等の活動に対し補助金を交付。 ③事業効果 住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市民活動団体等	補助金
		地域雪対策支援事業(ソフト) ①事業の必要性 集落維持のため、住民自らが実施する住民共助の雪対策を支援する。 ②具体の事業内容 雪によって生ずる生活上の支障解消のため、住民自らが実施する共助の雪対策の活動に対し補助金を交付する。 ③事業効果 住民が主体となり、地域の身近な課題を解決することで共助体制が確立される。将来にわたり集落の維持が図られることから、過疎地域の持続的発展に資する事業である。	町内会等	補助金
	基金積立			
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：集会施設（町内会・集落単位に設置する施設）】

- 町内会館等として、ほとんどが地域住民の利用となっていることから、耐震基準を満たしている施設は、地域住民・団体の自主的な活動の拠点として譲与する。譲り受けの意向がない場合は廃止する。
耐震基準を満たしていない施設は、地元自治会等に譲り受けの意向があり、引き続き使用を継続する場合には、施設の状況を十分に説明し、理解を得たうえで譲与する。譲り受けの意向がない場合は廃止する。
- 譲与にかかる支援制度である集会施設譲渡等推進補助金を有効に活用し、協議を進める。
- 協議の結果、地元自治会等に譲り受けの意向がなく、地域の自主的な活動拠点としての機能を廃止し市に返還された施設については、市で計画的に解体する。

公共施設等総合管理計画において集会施設は、地域（旧市町村）単位に設置する施設、地区単位に設置する施設、町内会・集落単位に設置する施設に区分している。

それぞれの区分において、設置・利用目的、利用状況等は異なるが、過疎地域において活動を支える拠点となる施設となっており、維持・保全していくことが必要である。

本計画においても、集会施設等は公共施設等総合管理計画における基本的な考え方に基づき、それぞれの施設が持つ役割等を考慮し、行政と市民等との役割の明確化、指定管理者制度の導入、譲与にかかる支援制度を踏まえ基本的には継続とし、行政と市民等との役割を明確にし幅広く今後の在り方を検討する。

11 地域文化の振興等

〔文化財の保護〕

郷土の歴史や文化を正しく理解し、今後の文化振興に役立てるため、文化財や史跡の保護と活用を図る。また、歴史的な資料の編さん、整備を行う。

伝統行事等を市民共有の財産として捉え、保護し、次世代への継承に努める。

〔文化振興体制の強化・文化振興環境の整備〕

伝統芸能の保存と継承を図るため、無形民俗文化財保存団体や学校の郷土芸能クラブ等への支援を行うとともに、本市にかかわる考古学的資料、民俗資料等を収集し、先人の培ってきた文化に親しむ環境整備をする。

また、郷土愛を育むとともに、地域の歴史を次世代へ繋いでいくため、研究機関としての役割も担う博物館や歴史資料を含む公文書を適正に管理、保存するための、公文書館機能を有する施設の整備を検討する。

〔文化活動の展開〕

多様な市民文化活動の振興と発展、創造を図るため、文化会館の特色を活かした文化活動の展開と鑑賞の機会を提供する。

(1) 現況と問題点

本市には、湯沢城址や稲庭城跡、小安番所跡や院内銀山跡をはじめ、各地域にそれぞれの風土に培われた固有の文化や歴史を今に伝える名所や旧跡があるほか、貴重な歴史的資料や伝統的な民俗芸能など有形・無形の多様な文化財がある。

また、集落ごとに行われる年中行事は、無病息災を願うもの、四季折々の作業を通じ自然に感謝するもの等が多く、代々受け継がれてきたものであるが、産業基盤の移り変わりや生活様式の変化からか、簡素化され受け継がれないものも多くなっている。

さらに、地域文化に係る伝統行事等においては、後継者難により継承が課題となっているものも多い。

市では、有形・無形合わせて国指定文化財が2件、県指定文化財が20件、市指定文化財が128件等、数多くの指定文化財を有している。また、国の登録有形文化財として29件の登録建造物を有している。

文化財の中には、劣化による修復修繕が必要なものも多く、維持管理が今後の課題となっている。本市には、伝統工芸・民芸品として全国的に有名な川連漆器をはじめ、木地山こけし等が各地域に受け継がれているが、ここでも後継者難が課題となっている。

また、昔ながらの貴重な木造建築住宅も時代の流れに沿って近代建築へと移行して

おり、その数はごくわずかとなっている。

歴史を知ることは、その地の良さを再認識できるものであり、史跡や名所、受け継がれた産物、歴史的な公文書等は、その貴重な道しるべとなることから、その保存と継承に努める必要がある。

文化会館等文化芸能振興の発信展示について、必要な施設の維持管理に努める必要がある。

本市は、「音楽のまち“ゆざわ”」を宣言し音楽によるまちづくりの機運の高揚と、市民の音楽に触れる機会の創出を図るなど、地域の文化・芸術活動を支援している。

コンサート等を運営する団体等の育成支援により、市民の豊かな心の醸成を図り、芸術文化に触れられる機会を提供していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 史跡・名所については、観光業・ジオパークの観点からも維持管理が重要であり、修復修繕を含め、その景観維持を図るとともに埋もれている史跡の景観整備を推進する。
- ・ 民俗芸能等受け継がれた貴重な文化については、学校現場への積極的な取り入れを図り後継者の育成に努めるほか、実情に応じ適宜助成策を講じる。
- ・ 建造物のほか、農機具や衣類など、過去において産業や生活を支えた種々の道具類の保存が求められている。今後は、市の保管する資料品の整理保全を行うとともにこれらの器具を使用した体験型施設等の整備、新たな観光資源や産業基盤として市単独あるいは圏域単位での施設整備を検討する。
- ・ 集落行事は、産業基盤の移り変わりにより、人それぞれの価値観も多様化しており、減少傾向にあるが、地域資源を生かした体験活動の場の確保に努める。
- ・ 文化会館等整備済みの施設の損傷、劣化等を把握し、的確に維持管理することで施設の長寿命化を図る。
- ・ 心豊かな子ども達の育成と、市民が音楽に触れて感動し、市の活性化に繋げるためにサマーミュージックフェスティバル等の音楽イベントの開催を支援する。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
文化の保護・継承・活用に関する満足度の割合の増加	%	26.1	33.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	雄勝郡会議事堂記念館管理事業	市	
		郷土学習資料展示施設管理事業	市	
		院内銀山異人館施設管理事業	市	
		南部文化交流センター改修事業	市	
		文化交流センター改修事業	市	
	その他			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
	基金積立			
	(3) その他	歴史的行政資料等保存整理事業(ソフト)	市	
		佐竹南家御日記翻刻事業(ソフト)	市	
		地域の文化遺産継承事業(ソフト)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における基本的な考え方

【施設類型：博物館等】

- 市の文化財、郷土の歴史文化、民俗等を後世に引き継いでいくために必要であることから、基本的に継続する。
- 市内に点在する生活文化や歴史資料、埋蔵文化財などの収集・保存の方針を定めた収集管理の基準（R 5 策定）に基づき、文化財資料収蔵庫を適切に管理運営する。
- 湯沢駅周辺複合施設に整備する歴史資料展示施設を文化財展示のセンター拠点とし、サテライトの4施設をネットワーク化し、文化財保存活用地域計画に基づき湯沢市の歴史や生活文化等の資料に触れる機会を提供できるような体験・交流型の事業の展開を図るとともに、湯沢駅周辺複合施設への指定管理者制度の導入にあわせ、民間活力を活用し、施設の連携性を高めることを目的としたサテライト4施設の管理運営について検討する。

本計画においても、独立した建物である必要性を考慮し、更新や大規模改修等に際しては、複合化や民間施設の活用・合築など、幅広く方法を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

脱地球温暖化や低炭素社会構築のためには、再生可能な自然エネルギー資源の利活用
の推進は必要不可欠であり、世界的な規模で取り組まれている「脱炭素社会」の実現に
向けて計画的・実効性のある対策を講じていく必要に迫られている。

本市の豊かな自然が持つクリーンなエネルギーは、大きな可能性を秘めており、それ
らの関連産業振興により、今後、地域の振興と自立に向け多いに期待される。

(1) 現況と問題点

環境に対する負荷の少ない再生可能な自然エネルギーへの関心が高まる中、本市には
4つの水力発電所のほか、2つの地熱発電所が稼働しており、全国的にも地熱発電所と
地熱資源の利活用について注目されている。

現在、2つの地熱発電所のほかに3地域において地熱発電所の開発調査等が行われ、
近傍には温泉や観光地がある。地熱を含む再生可能エネルギーの開発は、そこに住む
人々の理解と温泉資源をはじめとした自然環境の保全が大前提であり、地域住民と発電
事業者、有識者、行政による情報共有が重要となる。

皆瀬地区においては、地熱水を利用した乾燥野菜の製造のほか、地熱水のハウスによ
る水耕ミツバや香草類の栽培など、周年農業に向けた取組も行われている。

また、通年常温の地下水を利用した、中心市街地の歩道の消雪を行っている。

(2) その対策

〔再生可能な自然エネルギーの普及促進〕

- ・ 地熱の民間利用による地域振興が期待されるが、採算面で多くの課題を抱えてお
り、各分野の専門的意見を参考としながら観光や農業等、幅広い分野への利活用を
検討する。
- ・ 地熱発電開発事業者と地域住民との定期的対話を通じ、発電所建設が地域住民の
理解と協力のもと進められるよう調整を図る。
- ・ クリーンエネルギーである地熱発電への理解促進と国内有数の地熱賦存地帯であ
る本市の情報発信のため、発電所見学会や講演会等を実施する。
- ・ 再生可能エネルギー地産地消推進協議会等と共に、再生可能エネルギーの地産地
消を実現する方策を検討する。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R 6)	目標値 (R12)
市の事務にかかるエネルギー由来の温室効果ガス排出量削減	t-CO ₂	6,261.82	5,540.24

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
	基金積立			
	(3) その他	地熱開発推進事業	市	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

〔優れた自然環境の保全〕

私たちを取り巻く現在の環境は、地球温暖化や気候変動などにより変化してきており、地球規模で環境問題に対する関心が高まっている。

こうした中、過疎地域において、豊かな、優れた自然環境の保全に関する取組は非常に重要であり、身近な自然の豊かさを実感し、その恵みを将来にわたって享受できるよう、環境に対する意識の向上と保護活動に取り組むこととする。

(1) 現況と問題点

- ・ 本市は県内最大河川である雄物川の源流部を擁し、雄物川とその支流である皆瀬川や役内川があり、次世代へ引き継ぐべき豊かで貴重な自然環境が形成されているが、生活排水対策や廃棄物の不法投棄対策を進め、水辺の環境保全を継続する必要がある。
- ・ 森林は水源かん養や地球温暖化防止などの多面的機能を有しているが、マツ・ナラ枯れ等の病虫害被害が広がっており、更なる被害拡大を食い止めるため、その対策が急務となっている。

(2) その対策

- ・ 河川環境や生態系の維持保全等の活動を推進する。
- ・ 森林機能の保全を図るために病虫害対策を推進する。
- ・ 環境保護に市民レベルでの取組を浸透させ、意識の向上に努める。

【目 標】

項 目	単位	現状値 (R6)	目標値 (R12)
優れた自然環境の保全に対する満足度の割合の増加	%	27.9	30.0

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項	(1) 自然環境の保全及び再生	市有林森林整備事業	市	
		水と緑の森づくり(マツ林・ナラ林等景観向上)事業	市	
		新たな森林管理システム推進事業	市	
		公害対策事業	市	
	(2) その他			

事業計画（令和８年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住			
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立			
2 産業の振興	第1次産業			
	商工業・6次産業化	雇用創出対策事業(ソフト) ①事業の必要性 全国的に雇用情勢が改善される中において、本市の有効求人倍率は低迷。この要因が若者の地元離れを加速させており、就労環境や処遇改善、地域企業と学校等が連携したインターンシップ支援、さらにはアントレプレナーシップの醸成を図り、若者の地元定着化を促進する。 ②事業の内容 ・起業サポート補助金 ・スキルアップ支援事業費補助金 ・若者仕事支援事業補助金 ・ふるさと企業振興補助金 ③事業の効果 雇用環境の改善による産業振興、若者定着化に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	団体・企業等	雇用環境の改善による産業振興、若者定着化に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		つくる力、売る力向上支援事業補助金(ソフト) ①事業の必要性 大型の企業誘致が見込めない現状の中、市の経済基盤を支える中小企業を育成し地域経済の活性化を目指す。 ②事業の内容 商工関係団体、金融機関等と連携しながら中長期的な経営革新計画策定・実施・フォローを一貫的に支援する。 ③事業の効果 競争力の高い産業成長に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		伝統的工芸品等産業支援事業(ソフト) ①事業の必要性 国指定の伝統的工芸品の川連漆器、県指定の伝統的工芸品の川連こけしの産地として、産地の形成又は発展を図り、産業振興を推進する。 ②事業の内容 後継者の育成、原材料の確保を始めとした小規模事業者の基盤強化に繋がる事業に対し支援する。 ③事業の効果 生産者の士気と生産意欲の高揚に繋がり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。		
		起業家育成支援事業(ソフト) ①事業の必要性 雇用情勢の悪化は市民所得の低下を招いているとともに、就労機会を求める若い世代の転出に拍車をかけている。また、起業率は県内でも特に低い水準にある。 ②事業の内容 ・起業希望者等の調査・開拓 ・起業希望者等のネットワークづくり ・セミナー・勉強会等の開催 ・起業家や支援者が集まる場の整備 ③事業の効果 市内における起業を促進することで、就労機会の拡大及び移住・定住の推進を図るほか、起業家のイノベーションによって地域経済を刺激し、市全体の活性化へとつなげる。		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		遊休公共施設等利活用促進事業(ソフト) ①事業の必要性 行政目的を終えた公共施設についても維持経費が発生することから、これら遊休公共施設等の有効活用を図ることにより、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図る。 ②事業の内容 湯沢市遊休公共施設等利活用促進条例の奨励措置適用事業所として指定された事業者に対し、遊休公共施設等の改修助成金を交付する。 ③事業の効果 遊休公共施設等の有効活用に繋がり、地域の活性化及び雇用機会の拡大に資する事業である。	法人・団体等	遊休公共施設等の有効活用に繋がり、地域の活性化及び雇用機会の拡大に資する事業である。
		湯沢駅周辺にぎわい創出補助金(ソフト) ①事業の必要性 まちの顔である湯沢駅周辺に多くの人が集い、学び、憩い、交流する複合施設の整備を進め、併せて同施設への民間活力の導入を目指すことで、市民サービスの向上、にぎわい創出による中心市街地活性化、行政経営の効率化、持続可能なまちづくりを図る。 ②事業の内容 民有地を活用して都市機能誘導区域内に新たに飲食店を開設する事業者に対し、出店費用の一部を補助する。 ③事業の効果 都市機能誘導区域内への飲食店舗出店を支援することで、中心市街地の活性化へとつなげる。	民間	都市機能誘導区域内への飲食店舗出店を支援することで、中心市街地の活性化へとつなげる。
	情報通信産業			
	観光			
	企業誘致			
	その他			
	基金積立			
	3 地域における情報化	情報化		
		デジタル技術活用		
		その他		
		基金積立		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通			
	交通施設維持	市内全域 橋梁長寿命化修繕計画及び橋梁定期点検・修繕計画策定(見直し)(ソフト) ①事業の必要性 老朽化が進む橋梁の定期点検に基づき、予防保全を計画的に実施することにより、既存ストックの有効活用と長期にわたる安全安心な交通確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 定期点検により修繕計画を策定し、予防保全を実施する。 ③事業効果 既存ストックの長寿命化が図られ、交通を確保することにより利便性が向上するとともに、交流人口と物流が増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 道路施設個別修繕計画及び道路長寿命化事業(ソフト) ①事業の必要性 住民の日常的な生活交通経路である道路について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な点検及び維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 路面性状調査を行い、その維持補修計画を策定するとともに、計画的に維持・補修を行う。 ③事業効果 住民の日常的な移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	既存ストックの長寿命化が図られ、交通を確保することにより利便性が向上するとともに、交流人口と物流が増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。 住民の日常的な移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		市道馬場・小町線消雪水源調査事業(ソフト) ①事業の必要性 住民の日常的な生活交通経路である道路について、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、降雪時も安心して交通できる環境の維持が必要である。 ②具体の事業内容 市道馬場・小町線の消雪設備に活用するための水源を調査する。 ③事業効果 降雪時も住民の日常的な移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	市	降雪時も住民の日常的な移動の交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。
	その他			
	基金積立			
5 生活環境の整備	生活			
	環境			
		秋ノ宮・鬼首峠線 道路付属施設撤去事業(ソフト) ①事業の必要性 秋ノ宮・鬼首峠線は道路陥没やのり面崩落箇所が多数あり、付属施設についても点検において判定Ⅲ(早期に措置を講ずるべき状態)とされていたが、道路機能を国道108号へ転換したことから、撤去を行う。 ②事業の内容 ・道路付属施設撤去工事 ③事業の効果 適正な道路施設管理及び道路利用者への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	適正な道路施設管理及び道路利用者への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。
		旧皆瀬診療所解体事業(ソフト) ①事業の必要性 旧皆瀬診療所は老朽化しており、危険防止のため解体・撤去する事業の支援を行う。 ②具体の事業内容 ・施設撤去工事 ③事業効果 崩壊等による近隣住民への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	崩壊等による近隣住民への被害防止に資する事業であり、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。
	防災・防犯			
	その他			
	基金積立	公共施設解体事業(基金積立) ①事業の必要性 老朽化等により使用されていない公共施設について、住民が安心して生活できる環境を確保するために計画的に解体撤去する必要がある。 ②具体の事業内容 公共施設解体基金を創設し、計画的な運用を図ることで老朽化等の理由により使用されていない公共施設の解体撤去の財源を確保する。基金は必要に応じて処分し、公共施設の解体撤去事業に充てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設を計画的に解体撤去することにより、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。	市	老朽化した公共施設を計画的に解体撤去することにより、住民が安心して生活できる環境が確保できることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資することができる。

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高 齢者等の保健及び福 祉の向上及び増進	児童福祉	母子健康手帳、小児予防接種電子化事業(ソフト) ①事業の必要性 安心して子育てができる環境に向け、各種サービスを手軽に受けることができる体制を構築する必要がある。 ②具体的な内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化し、利便性の向上を実現する。 ③事業効果 母子健康手帳・予防接種予診票の電子化により、安心して子育てができる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	母子健康手帳・予防接種予診票の電子化により、安心して子育てができる環境が整い、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	高齢者・障害者福祉	災害時要援護者支援ネットワーク構築事業(ソフト) ①事業の必要性 高齢者や体の不自由な人等を災害から守るためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要である。 ②具体的事业内容 「湯沢市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、災害時、自分ひとりでは避難所まで避難できない方(以下、「災害時要援護者」という)と、その方の避難所までの移動を支援する方(真にやむを得ない場合を除き2名以上)を各町内会等(避難支援等関係者)で話し合いのうえ決める。 ③事業効果 災害時要援護者の情報を、災害が起きる前から地域で共有し、災害時の安否確認や避難支援をはじめ、普段の見守り活動や防災訓練などに役立てることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	災害時要援護者の情報を、災害が起きる前から地域で共有し、災害時の安否確認や避難支援をはじめ、普段の見守り活動や防災訓練などに役立てることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	健康づくり			
	その他	出産・子育て応援事業(ソフト) ①事業の必要性 国の「妊婦のための支援給付金」のほか、「あきた出産応援給付金」により、安心して妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図る。 ②具体的事业内容 ・妊娠につき妊婦給付金5万円の支給 ・上記に加え、妊娠した胎児1人につき5万円を支給 ・胎児1人につきあきた出産応援給付金を上乗せ支給 ③事業効果 妊娠時や妊娠後期、出産後～子育て期にいたるまでの不安や悩みに寄り添った切れ目のない伴走型支援のほか、本給付金による経済的な支援により総合的な支援体制が確立されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	妊娠時や妊娠後期、出産後～子育て期にいたるまでの不安や悩みに寄り添った切れ目のない伴走型支援のほか、本給付金による経済的な支援により総合的な支援体制が確立されるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		特定不妊治療・一般不妊治療・不育治療費助成金(ソフト) ①事業の必要性 現在、6組に1組の夫婦が不妊ともいわれており、こうした夫婦の中には、治療の費用や精神的な面で悩んでいる方々がたくさんいる。このような夫婦に対して、助成を行い、湯沢市少子化対策計画に基づき、不妊治療の経済的負担を軽減し、少子化対策を推進する。 ②具体的事业内容 少子化脱却実現のため、子どもを産み育てる環境づくりを行い、不妊に悩む夫婦の経済的、精神的な負担の軽減を図り、妊娠・出産を支援する。 ・特定不妊治療費助成金 ・一般不妊治療費助成金 ・不育症治療費助成金 ③事業効果 治療費の一部助成を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り受診機会を拡大させることで少子化対策につながる事業であり、将来にわたり過疎地域の振興に資する事業である。	市民	治療費の一部助成を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り受診機会を拡大させることで少子化対策につながる事業であり、将来にわたり過疎地域の振興に資する事業である。
	基金積立			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	自治体病院			
	民間病院	医師研修資金貸与事業(ソフト) ①事業の必要性 地域医療の充実と必要な医師の養成及び確保のため。 ②具体の事業内容 市内の公的医療機関において医師の業務に従事しようとする者に対し研修に要する資金を貸与する。 ③事業効果 一定期間以上地域医療に従事する者には、資金償還の猶予若しくは免除制度が設けられており、長期間に渡り医師の確保が期待でき、住民が安心して医療を受ける事ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	一定期間以上地域医療に従事する者には、資金償還の猶予若しくは免除制度が設けられており、長期間に渡り医師の確保が期待でき、住民が安心して医療を受ける事ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	その他			
	基金積立			
8 教育の振興	幼児教育			
	義務教育	小中学校スクールバス運行事業(ソフト) ①事業の必要性 児童生徒数の減少により統合した学校に、遠隔地から通学する児童生徒の安全な交通手段を確保し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができるよう計画的な運行が必要である。 ②具体の事業内容 学校遠隔地の児童生徒の安全な通学を支援するため、スクールバスを運行する。 ③事業効果 児童生徒の安全な通学手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	児童生徒の安全な通学手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		外国語指導助手配置事業(ソフト) ①事業の必要性 小学校の指導要領の改訂に伴い3・4年生の外国語活動が加わるとともに、5・6年生の外国語が教科となり、外国語指導助手の役割がより重要になってきている。 ②具体の事業内容 外国語指導助手を湯沢市内の全学校へ配置している。 ③事業効果 外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、言語や文化についての理解を深めることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	外国語でのコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、言語や文化についての理解を深めることにより、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		小学校外国語活動支援員配置事業(ソフト) ①事業の必要性 小学校の指導要領の改訂に伴い3・4年生の外国語活動が加わるとともに、5・6年生の外国語が教科となり、小学校外国語活動支援員の役割がより重要になってきている。 ②具体の事業内容 各小学校での外国語活動の授業の補助、指導案の作成に係る助言、教材作成等の補助を行う。 ③事業効果 指導案の英語への翻訳作業やALTとの連絡調整を行い、小学校外国語活動の充実を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市	指導案の英語への翻訳作業やALTとの連絡調整を行い、小学校外国語活動の充実を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	高等学校			
	生涯学習・スポーツ			
	その他			
	基金積立			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	集落整備	地域自治組織交付金事業(ソフト) ①事業の必要性 集落の維持・活性化のため、住民の自発的主体的なまちづくりを支援する。 住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。 ②具体の事業内容 地域自治組織が自主的に行う安全な地域づくりのための防犯パトロールや環境美化運動等のまちづくり活動に対し補助金を交付。 ③事業効果 住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域自治組織	住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		地域活性化と地域の課題解決に向けた提案型補助金事業(ソフト) ①事業の必要性 地域の身近な課題を解決するため、住民主体の個性豊かな独自の発想で企画提案する活動を支援し、住民と行政との協働のまちづくり体制を構築する。 ②具体の事業内容 市民活動団体等が地域を支える人づくりや仕組みづくりの活動、地域活性化を図るイベントの企画開催等の活動に対し補助金を交付。 ③事業効果 住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	市民活動団体等	住民が主体となり地域の身近な課題を解決することで、住民の自発的なまちづくりができる。このことにより将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		地域雪対策支援事業(ソフト) ①事業の必要性 集落維持のため、住民自らが実施する住民共助の雪対策を支援する。 ②具体の事業内容 雪によって生ずる生活上の支障解消のため、住民自らが実施する共助の雪対策の活動に対し補助金を交付する。 ③事業効果 住民が主体となり、地域の身近な課題を解決することで共助体制が確立される。将来にわたり集落の維持が図られることから、過疎地域の持続的発展に資する事業である。	町内会等	住民が主体となり、地域の身近な課題を解決することで共助体制が確立される。将来にわたり集落の維持が図られることから、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
	基金積立			
10 地域文化の振興等	地域文化振興			
	基金積立			
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用			
	基金積立			